

商品先物取引 委託のガイド



ひまわり証券
sec.himawari-group.co.jp

この「商品先物取引・委託のガイド」は、商品取引所法第217条の規定に基づき、商品市場における取引等の受託に係る契約を締結しようとする際、商品取引員があらかじめ顧客に交付することが義務付けられている書面です。商品取引員は、同法第218条の規定に基づき、この書面により商品先物取引の危険性（3ページ参照）のほか、受託契約の概要その他法令で定める記載事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして、顧客が理解できるような方法及び程度で説明することが義務付けられています。

あなたは、この書面の内容を最後まで十分に読んで、商品先物取引を注意深く研究してその仕組みや危険性を十分に理解した上で、あなたの責任と判断で取引を行う必要があります。

商品先物取引について疑問点やご不明な点がございましたら、当社又は日本商品先物取引協会（49ページ参照）もしくは商品取引所（別冊参照）にお問い合わせください。

なお、お客様の取引に関する相談窓口は、当社のほか、本書の編集発行者である日本商品先物取引協会があります（48ページ参照）。詳しくは、49ページ掲載の日本商品先物取引協会相談センターにお問い合わせください。

商品先物取引 委託のガイド 目次

1 商品先物取引のしおり	
1. 商品先物取引とは？	2
2. 商品先物取引はハイリスク・ハイリターン	2
【商品先物取引の危険性について】	3
3. 商品先物取引はなぜ必要か	4
4. 商品取引員と登録外務員	5
5. 受託契約準則	6
6. 商品取引所における取引のルール	7
2 適合性の原則	
1. 勧誘に当たった前提となる顧客の属性の把握	9
2. 適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘	9
3. 社内審査手続き等	10
4. 商品先物取引未経験者の保護措置	10
3 委託契約の手順と取引の流れ	
1. 委託契約の手順と取引の流れ	11
2. まず「委託のガイド」をよく読んでから	12
3. 委託契約の手続き	13
【「約諾書」の性格】	13
【委託契約の手順と取引の流れ】	14
4 取引の開始	
1. 投資可能資金額の設定	15
2. 注文の指示は正確に	15
3. 証拠金等の預託	16
【商品取引員に債務不履行等が発生した場合の注意】	17
4. 取引結果の確認を	18
5. 注文が成立しない場合とは？	18
5 取引中の留意点	
1. 建玉の値洗い	20
2. 取引追証拠金	20
【取引追証拠金が発生したときには…】	21
3. その他の主な証拠金	21
4. 証拠金不足額の預託	22
5. 預り証拠金余剰額（取引証拠金）の返還	22
6. 取引証拠金を預託しなかった場合	22
7. 取引の制限等	22
6 取引の決済	
1. 決済の方法	23
2. 納会日までに決済の指示をしなかったときは	24
3. 預託を受けた金銭等による債務の弁済	24
4. 委託手数料	24
5. 商品先物取引に関する税金	25
7 書類の確認	
1. 「取引証拠金預り証」	26
2. 「売買報告書及び売買計算書」	26
3. 「残高照合通知書」	27
8 現金決済先物取引及び指数先物取引	
1. 現金決済先物取引及び指数先物取引とは	29
2. 委託の手順	29
3. 取引証拠金の預託	29
4. 現金決済先物取引及び指数先物取引の決済	29
5. 委託手数料	29
9 オプション取引など	
1. オプション取引の仕組み	30
2. 委託の手順	31
3. 取引証拠金の預託	31
4. プレミアムの受払い	32
5. オプション取引の決済	32
6. 委託手数料	33
【損益限定型取引について】	33
10 委託者資産の保全	
1. 取引証拠金の直接預託制度	34
2. 委託者保護業務	35
3. 委託者資産の保全とペイオフ	35
11 商品取引員の禁止行為	
1. 商品取引所法に規定する禁止行為	37
2. 商品取引所法に規定する損失補てん等の禁止	39
3. 自主規制規則による禁止行為	39
4. 日本商品先物取引協会の会員が遵守すべき事項	40
12 損失補てん等の禁止	
1. 商品取引員の損失補てん等に関する禁止行為	41
2. 顧客の損失補てん等に関する禁止行為	42
3. 損失補てん等の禁止の例外について	42
4. 罰則について	43
13 取引に当たって注意すべき事項	44
14 取引に関する相談	48

これから私どもがお勧めしようとしている取引は『商品先物取引』です。

商品先物取引は一般的にはあまり知られておりませんので、これからその取引がどのようなものなのかをまずお話ししたいと思います。

1 商品先物取引とは？

商品先物取引も商品の取引ですので、品物と代金のやりとりが基礎にあります。しかし、私達が日頃デパートや商店でしている買い物とは全く違います。その特徴は、およそ次のとおりです。

- ①品物の受取りや代金の支払いは、取引時には行わずに一定期間を経過した日に行う。
 - ②品物の品質や代金は、取引時に決める。
 - ③この取引は、個々に誰かと契約するのではなく、商品先物市場（商品取引所）を通じて行う。
 - ④商品取引所では、品物が標準化されていて、その値段も市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているので、求める品質の品物がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
 - ⑤他方、品物と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の契約をすることによって、当初の契約を相殺することができる。
 - ⑥その相殺、つまり、当初買いの契約をしていたものを売りの契約によって相殺したとき、又は売りの契約を買いの契約によって相殺したとき、当初の契約額との差額を損益として清算することにより取引を終了することができる。
 - ⑦その場合、当初買い契約で取引したときの価格より相殺する売り契約の価格の方が高ければ利益、安ければ損失となり、逆に、当初売り契約で取引したときの価格より相殺する買い契約の価格の方が高ければ損失、安ければ利益となる。
- このように見てくると、途中で反対の売り買いを

して決済するつもりなら、品物を手に入れる気がなくても、また、売る品物がなくても、商品先物取引に参加できることになります。このように、商品先物取引はもっぱら価格差を見込んで資産運用に応用することができる取引なのです。このような取引を、差金の授受で取引を決済する取引、「差金決済取引」ともいいます。

2 商品先物取引はハイリスク・ハイリターン

この取引は商品取引所の会員（※）でなければ行うことができません。一般の方が参加するには、その会員のうち許可を受けた私ども商品取引員に委託することで、商品先物取引に参加できます。その委託については所要の委託契約を結ぶなどの手続きが必要です。しかし、商品先物取引はハイリスク・ハイリターンな取引であること、特に、他の資産運用手段に比べてリスクが高く、預け入れた金銭等以上の損失が発生することもあることをまず最初に理解して頂く必要があります。

※株式会社東京工業品取引所（以下「東工取」といいます。）では会員のことを「取引参加者」と呼びます。（以下、このガイドにおいて同じです。）

(1) 証拠金取引

商品先物取引は、現物の取引と違って商品の受渡しは一定期間後に行うのですぐに代金を用意する必要はありません。

ただ、取引の担保金として「証拠金」といわれるお金を商品取引員に預ける必要があります。証拠金にはいくつかの種類があり、その額や預託する時期もそれぞれ違ってきます。それらのことについては「じゅうたくけいやくじゅんそく受託契約準則」（6ページ参照）のところで触れますが、その額は概ね実際の総取引金額の1割程度の額で設定されています。つまり、例えば総取引金額100万円の取引が10万円程度の証拠金を預けるこ

とでできるということです。

このことは、商品取引所での取引価格を見るときに注意が必要になります。価格の変動が総取引金額からみて5%程度であっても、証拠金からみると50%にも達するということになるのです。例えば、100万円の商品が5万円値下がりしたら95万円になり、値上がりしたら105万円になるのですが、10万円の証拠金からみると5万円値下がりしたら5万円が失われ半分になってしまい、利益になれば5万円増えて、15万円になるということです。このよ

うに、少額の資金でその何倍もの取引ができる取引のことをレバレッジ取引(レバレッジはテコの意味)と呼びます。少額の資金を効率的に運用できる取引と言われていますが、反対に、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金をはるかに上回る損失になる可能性もあり、常に大きな危険と隣り合わせの取引をしていることになるのです。

(2) 商品先物取引のその他の特徴

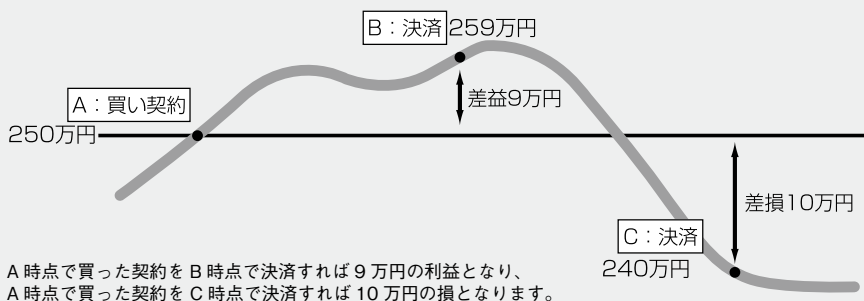
① 期限のある取引

株取引や預金等の資産運用と異なり、一定の時期

商品先物取引の危険性について

- 1 商品先物取引は証拠金取引であるため、取引の対象である総取引金額(約定値段等に取引単位の倍率と取引数量を乗じて得た額となります。)は、現物の取引とは異なり(商品の種類や相場の動向にもよりますが)、取引に際して預託すべき取引本証拠金の10~30倍程度の額となるので、相場の変動幅が小さくとも大きな額の利益又は損失が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
- 2 商品先物取引は、商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性があり、価格変動の幅が総取引金額からみて小さくとも証拠金からみると大きな額の変動となるため、その変動の幅によっては預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- 3 相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続するのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があること。

「金」の価格変動の図例(金1キログラムの値段)



が来ると品物と代金の受け渡しをしなければなりません。この期限のことを「限月」といいますが、品物を必要としない、資産運用のために商品先物取引を利用している皆さんにとっては、一定の期限が来る前に反対の売買をして相殺しなければなりません。株や預金のようにいつまでも放って置くわけにはいかないという、これも他の資産運用手段にはない特徴です。

② 値幅制限、サーキットブレーカー

商品取引所の価格は日々変動していますが、時には価格が大きく乱高下することがあります。商品取引所ではこうした価格の乱高下を制限したり抑止したりして、市場機能が阻害されないよう監視しています。

その方法には、1日当たりの価格変動幅に制限を設けて、1日の価格変動がそこに至ると制限値段を上回る(下回る)値段での取引をストップさせる値幅制限による方法と、価格変動が一定の幅に達したときに、一旦取引を中断して価格の変動幅を広げて再開するという措置を繰り返すことで、急激な価格変動を防止しようとする方法(サーキットブレーカー制度)があります。

いずれにしても、これらの制度によって、商品取引所の取引がストップしたり中断されたりすることがあります。詳細は19ページを参照してください。

③ 建玉制限

特定の者による価格支配から市場を守るために、会員や皆さんの取引数量は制限されています。いくら資金があっても一定の取引数量に達するとそれ以上取引ができないことになります。商品取引所では決済をしていない取引を「建玉」といい、その建玉数量を制限することを「建玉制限」といっています。

3 商品先物取引はなぜ必要か

このようにリスクの高い資産運用手段がなぜ必要なのでしょう。ここで、商品先物市場の社会的な存在意義に触れておきます。

(1) 価格変動リスクのヘッジ機能

スーパーなどで売られている野菜とか魚、またガソリンや金などは、値段が日々変化しています。

そこで、これらの品物を原材料に商売している人達はその値段を見据えながら、今が仕入れ時か、販売価格をどうするかなどいつも模索しています。安い値段で仕入れて高い値段で売ればその差額は利益になりますが、仕入れた値段より安くなってしまえば損失を被ることになります。ですから誰もが安い値段で仕入れて高い値段で売ろうとしますが、値段はどう変化するか誰にも分かりません。今が安いと思って買ったのにもっと安くなったり、売

ろうとしたら値下がりして損をすることもあるので、商売をしている人達からすればこれを回避する方法があればこんなに助かることはないのです。

実は、その方法というのが商品先物取引を利用した価格変動リスクのヘッジングなのです。

例えば、海外で30,000円／トンで買い付けた大豆が3カ月後に日本に到着するまでの間に28,000円／トンに値下がりしていたら、この業者は2,000円／トンの損をすることになります。しかし、ここで商品先物取引を使って、現物市場で大豆を30,000円／トンで買い付けた時点で、同じ価格で商品取引所を通じて売り契約をしておきます。3カ月後に現物市場の価格が28,000円／トンとなっても商品先物市場でも同様の価格に値下がりしていますので、現物市場で2,000円／トンの損をしても商品先物市場で28,000円／トンで買い契約をして相殺すれば30,000円／トンで売っていた大豆を28,000円／トンで買うことになり2,000円／トンの利益が得られるのです。

こうして、現物市場の損失を商品先物市場の利益で補てんすることができたので、この業者は損をしないで済んだということになるのです。しかも、証拠金として預ける額も現物価格の1割程度で済むのですから、こんな便利なものはありません。

この取引は、価格変動によって被るおそれのある危険（プライス・リスク）を商品先物市場を使って回避するもので、商品先物取引のリスク・ヘッジ機能とも呼ばれ、海外市場で商品を売買している商社にとってはなくてはならないものとされています。

(2) その他の機能

①公正な価格の形成

商品取引所は、その会員だけでなく商品取引員を通じて商社、生産・加工業者、消費者など商品の取引に直接係わる者や一般投機家などたくさんの方が取引に参加して価格を決めていますので、その時点の価格としては最も公正な価格ということになります。

②先行指標価格の提供

商品取引所の公正な価格を利用して、商取引での現物の売買における価格設定を考えたり、生産・加工業者もその値段によって生産量を考えたり、輸入業者も商品先物市場を利用したリスク・ヘッジを考えながら商取引ができることになります。

このように商品先物取引（市場）は、商品経済社会にとってはなくてはならないものであり、産業インフラとして重要な役割を果たしているのです。

4 商品取引員と登録外務員

商品取引所で直接取引できるのは商品取引所の会員に限られますが、商品取引所で形成される価格はより多くの意思が反映された公正な価格でなければ将来の価格指標とはなり得ません。ですから商品取引所の取引には商社、生産・加工業者、消費者など多数の参加者が不可欠となります。この商品取引所とこれらの方々との橋渡しの役割を担っているのが「商品取引員」と呼ばれる会社です。

商品取引員は、商品取引所法に基づき農林水産大臣及び経済産業大臣（以下「主務大臣」といいます。）から商品取引受託業務（商品市場における取引の委託及び委託の取次ぎを受ける営業）の許可を受けた会社のことです。その中には商品取引所の会員である「受託会員」（東工取では、受託会員のことを「受託取引参加者」と呼びます。以下、このガイドにおいて同じです。）と、商品取引所の会員でない「取次者」とがあります。このうち取次者は商品取引所の会員ではないので、お客様の注文を受託会員に取り次ぐこととなります。

また、実際にお客様のところへお伺いするなどして取引の勧誘をしたり注文を受けたりする営業マンは、商品取引員の使用人であって主務大臣に登録された「登録外務員とうろくがいむいん」でなければなりません。この登録事務については、主務大臣が、現在日本商品先物にほんしょうひんさきもの

とりひきしょうかい (略称で「日商協」といいます。) に委任しており、同協会の会員に属する使用人が登録を受けると、同協会の主催する所定の教育研修を受け、資格試験及び登録審査に合格した者だけが登録されることになっております。また、同協会の登録を受けた登録外務員は必ず「登録外務員証」を携帯していますので、営業マンに確認してみてください。



登録外務員証 (見本)

5 受託契約準則

受託契約準則 (以下、略称で「準則」といいます。) は、お客様 (委託者) と私ども商品取引員との間の受・委託の契約において最も基本となる約款ですので、必ず読んで、理解して頂く必要があります。この「商品先物取引・委託のガイド」 (以下「委託のガイド」といいます。) でも基本的に重要な箇所は分かりやすく解説してありますので、詳しくは準則と照らし合わせながら 11 ページ以降をお読みください。ここでは商品先物取引に参加する際に留意する点を含めた準則のポイントについて触れることにします。

● 約諾書

商品先物取引を行おうとする場合、まずお客様と商品取引員との間で取り交わされる受・委託に係る

基本契約の書面です。これを差し入れることによって、お客様は商品先物取引の危険性を了知した上で、準則の規定に基づいて、自己の判断と責任において商品取引員に取引の委託を行い、商品取引員も同様に準則の規定に基づいてお客様の指示を受けたり連絡をしなければなりません。しかし、約諾書を差し入れたからといって取引をしなければならない義務はありません。そのまま具体的な注文をしなければ、お金を請求されることはありません。

● お金はいつ必要か

- ・ 証拠金については後ほど詳しく説明しますが、具体的に取引の注文を出す際に証拠金を預ける必要があります。この証拠金を取引本証拠金といえます。
 - ・ 取引追証証拠金は、取引中 (注文した取引で、まだ反対売買による決済をしていない状態、建玉の状態) において、価格が変動して、取引本証拠金基準額の50%を超える計算上の損が発生している場合、取引本証拠金の担保力を補うために請求される追加の証拠金です。通常「追証」と略して使われます。(以下「追証」といいます。)
 - ・ その他の取引証拠金として、取引定時増証拠金や取引臨時増証拠金等、商品取引所から商品取引員を通じて請求される証拠金もあります。
 - ・ ただし、証拠金は取引の保証金であり、商品等の支払代金ではありませんので混同しないようにしてください。また、証拠金を預けた際には必ず「取引証拠金預り証」 (26ページ参照) が発行されますので、これを大切に保管しておいてください。
- なお、取引証拠金預り証の交付は、準則だけでなく法律でも義務付けられています。

● 売買の指示はどうするのか?

- ・ 具体的な注文は電話等でもできます。商品先物取引は価格変動の好機をとらえて売買するものです

ので、機に乗じて敏速に対応する必要があります。

- ・指示すべき事項は準則で決められています。詳細は15ページをご覧ください。なお、指示する内容は明確に、はっきりと言ってもらくことが大切です。曖昧ですとトラブルの元にもなりかねません。

●追証が必要になったとき

取引の損計算が取引本証拠金基準額の50%を超えて追証の預託を請求されても、必ずそれを預託しなければならないということはありません。お客様が損失を確定せずにその取引を継続しようとするのであれば、この追証を預託しなければなりません。しかし、現在の建玉を全部決済して一旦取引を中断すれば追証を預託する必要はありません。

●指示に応じない場合の対応

取引の指示をしたのにそれに応じない外務員がいたり、その上司や営業部がそのような対応をしたら、これらは法律違反ですので、すぐに商品取引員の管理部や日本商品先物取引協会にご連絡ください。直ちに指示に従うように指導します。

●書類

取引を始めますといろいろな書類が届きますが、これらは取引に関する重要な書類ですので大切に保管してください。また到着する都度ご自分が指示したとおりに取引されているかを確認して、間違いや異議がありましたら担当部署に速やかに連絡して回答を求めるようにしてください。

- ・『売買報告書及び売買計算書』 → 26～27ページ参照
- ・『残高照合通知書』 → 27～28ページ参照

6 商品取引所における取引のルール

商品先物取引は、わが国では「商品取引所法」に

基づいて、日本国内に開設された「商品取引所」（別冊参照）で行われています。そこで直接取引できるのは商品取引所の会員に限られます。

商品先物市場における取引のルールは、商品取引所が「業務規程」として定めています。ここではその基本的なルールをご説明します。

(1) 取引単位と呼値

市場での取引の単位は、1枚、2枚といった「枚」が用いられます。したがって、お客様が商品取引員に取引を注文する際の単位も「枚」ということになります。1枚当たりの商品の取引単位はそれぞれの商品ごとに異なっています（別冊参照）。

ただし、商品取引所の立会で決められる価格は1枚当たりの価格ではなく、それよりもっと小さい単位の数量に対する価格です。立会で決められる価格の単位は「呼値」と呼ばれ、売買の成立した値段を「約定値段」といいます（別冊参照）。

例をあげて説明しましょう。

例えば、「金」の場合（4ページの図例を参照）、取引単位（1枚）は1,000g（1kg）、商品取引所の立会での単位（呼値）は1gです。1,000倍も差があります。そこで、立会で金を2,500円という約定値段で買ったとなると、金1枚では、

$$2,500 \text{ 円} / 1\text{g} \times 1,000 \text{ 倍} = 2,500,000 \text{ 円}$$

となり、2枚では500万円、10枚では2,500万円分の取引をしたこととなります。

また、商品取引所の立会で約定値段が2,500円から2,590円に90円変動するだけで、

$$90 \text{ 円} / 1\text{g} \times 1,000 \text{ 倍} \times 1 \text{ 枚} = 90,000 \text{ 円}$$

変動したことになります。10枚なら90万円です。また100円変動したとすれば1枚で10万円、10枚で100万円の価格差が生じることとなります。

また、ロブスタコーヒー生豆の場合であれば100kgを20,000円の約定値段で取引すると、取引単位が5,000kgで、呼値が100kgですので、1枚で

は100万円、10枚では1,000万円分の取引をしたこととなります。(別冊参照)

(2) 取引の限月

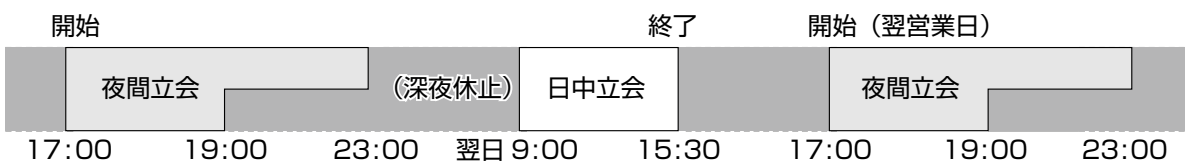
先物取引では、株式の売買等とは違って、取引の対象となっている商品を実際に売り買いの契約に基づいて受渡しをする期日が例えば6カ月後という具合に決められています。これらの契約を履行する最終期限の月を「限月」といいます。限月は商品によって違いますが、その期限となる月が4月の場合には4月限、5月の場合には5月限などといいます。いずれの商品でも決済されていない契約(「建玉」)は、商品取引所が定めている各限月ごとの最終立会日(これを「納会日」といいます。)までに転売又は買戻しによって差金決済をするか、又は倉荷証券(17ページ参照)等の受渡しにより決済して取引を終了しなければなりません。

(3) 立会時刻

商品取引所の立会は、土曜・日曜・祝祭日等を除く毎日、各商品市場ごとに一定の時刻を決めて行われています。(別冊参照)

立会の方法には、午前の立会を「前場」、午後の立会を「後場」といい、「前場1節」「後場2節」というように、午前・午後のそれぞれ数回ずつの「節」に分かれて行われる立会方法と、定められた時間連続して行われる「ザラバ」による立会方法とがあります。

東工取の立会時間



※ゴム市場の夜間立会は17:00から19:00まで、貴金属市場・石油市場・アルミニウム市場の夜間立会は、17:00から23:00までとなります。

取引の注文が成立するためには立会が行われている必要がありますが、節による立会はその節が終われば次の節の時間が来るまで立会が行われません。他方、ザラバは定められた時間中、連続して取引が行われます。

なお、東工取が採用しているザラバによる立会では、夕方から夜間にかけて連続して行われる立会(夜間立会)及び午前と午後に連続して行われる立会(日中立会)を導入しています。この場合、前日から始まる夜間立会は、当日の日中立会と同じ日付の取引として扱われます。(下図参照)

(注) 東工取では夜の11時まで(ゴム市場は夜の7時まで)夜間立会が行われますので、日中立会で約定したのも夜間立会で連続して価格が変動していきます。このため、東工取で取引するときは日中立会の価格変動だけでなく夜間立会の価格変動にも注意が必要になります。

また、商品取引員によっては夜間立会での注文を受託しない社もありますので、その場合には、夜間立会に注文は出せず、現在行っている取引を決済することも、新たな取引を始めることもできません。ですから、お客様が委託する商品取引員が夜間立会での注文を受託しているのか、そうでないのかをあらかじめ確認しておくことが大切になります。

商品先物取引はどなたでも参加できる取引ではありません。商品取引所法では「適合性の原則」が定められており、その条文には「商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。」とあります。さらに農林水産省及び経済産業省は「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」により、「適合性の原則」に関する以下の項目の解釈指針を商品取引員に対し示しています。

1 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性の把握

適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するかどうかの判断を行うために、商品取引員は、お客様に適合性の原則の趣旨を説明した上で、お客様の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、お客様の属性の把握に努める必要があります。

具体的には、商品取引員は、取引を勧誘するお客様の申告に基づき、①氏名、②住所、③生年月日、④職業、⑤収入、⑥資産の状況、⑦投資可能資金額、⑧商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度、⑨受託契約を締結する目的等について、情報収集を行うこととなります。

2 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘

(1) 常に、不相当と認められる勧誘

次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、常に不相当と認められる勧誘になります。

- ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘

- ②生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘
- ③破産者で復権を得ない者に対する勧誘
- ④商品先物取引をするための借入れの勧誘
- ⑤元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者に対する勧誘

(2) 原則として、不相当と認められる勧誘

原則として、不相当と認められる勧誘には、以下のような勧誘が該当します。

- ①給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者（年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合）に対する勧誘
- ②一定以上の収入を有しない者（年間500万円以上を目安とする）に対する勧誘
- ③投資可能資金額（商品先物取引を行う担保として預託する取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額）を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘
- ④一定の高齢者（年齢75歳以上を目安とする）に対する勧誘

なお、75歳未満の高齢者についても、損失を被っても生活に支障のない範囲で投資可能金額が設定されているのか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等について審査を受けた上で、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することがないように注意することが商品取引員に求められています。

ただし、これら①から④に該当する勧誘であっても次のような例外要件を満たしていれば不相当な勧誘には当たりません。

- ・上記①及び②については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- ・上記③については、新たに申告した投資可能資金

額が損失となっても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

- ・上記④については、過去一定期間以上（直近の3年以内に延べ90日以上を目安とする）にわたり商品先物取引その他の先物取引、株式の信用取引等の経験があること及び商品先物取引の仕組みやリスク等の説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。
- ・上記①から④について、お客様が適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、それぞれの例外要件を自らが満たしていることを確認している旨のお客様の自書の書面による申告があること。

3 社内審査手続き等

お客様の商品先物取引に対する適合性について、登録外務員による一連の勧誘過程における確認に加え、最終的に商品取引員の管理部門において確認することが求められ、勧誘過程においてお客様が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止しなければならないことになっています。

4 商品先物取引未経験者の保護措置

過去一定期間以上（同上）にわたり商品先物取引の経験がない者について、受託契約締結後の一定の期間（最初の取引を行う日から最低3カ月を経過するまでの期間を目安とする）に一定取引量（建玉時に預託する取引証拠金等の額が投資可能資金額の3分の1となる水準を目安とする）を超える取引の勧誘が適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当します。ただし、お客様が一定取引量を超える取引を希望する場合にあって、商品先物取引に

習熟していることが認められる場合に限り例外となりますが、そのためには保護措置が設けられていること及び例外要件を理解し、自らが要件を満たすことを確認している旨のお客様の自書による書面での申告があること並びに商品先物取引に習熟していることを客観的に確認することが商品取引員に求められます。

このように、商品取引員は適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘を行うことのないよう、お客様の属性情報を把握した上で審査を行います。したがって、お客様には正確な情報を申告して頂かなければなりません。また、審査に際して様々な書類等を作成して頂くこともありますので、ご注意ください。

3

委託契約の手順と取引の流れ

1 委託契約の手順と取引の流れ

まず、お客様（委託者）が商品取引員に取引を委託する契約をし、注文を出してから決済を終えるまでの手順と取引の流れについて、概要をご説明します。

(1) 商品取引員（登録外務員）は「委託のガイド」、「準則」、「取引本証拠金額一覧」、「委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面」を交付します。

(2) 商品取引員（登録外務員）は商品先物取引の仕組み・リスク等を説明し、お客様の理解度を確認します。その後、「委託のガイド」に記載されている事項についてそれぞれ説明し、お客様が商品先物取引の内容についてきちんと理解されたかどうかの確認を行います。

このお客様にきちんと説明し、お客様がその内容を理解して頂いたかどうかの確認は、法律等で商品取引員に義務付けられています。

お客様は理解するまで、外務員に詳しい説明を求めてください。

(3) 上記(1)～(2)の手順によりお客様が商品先物取引を行うこととなった場合には、準則に従って取引を委託する旨の「約諾書」に署名・捺印し、「通知書」に住所や連絡先等の必要事項を記入して頂きます。

なお、「**1** 商品先物取引のしおり」においても説明しましたが、約諾書を差し入れたからといって取引をしなければならぬ義務はなく、そのまま具体的な注文をしなければ、お金を請求されることはありませんので、よく検討した上で取引証拠金を預託してください。

(4) 取引の担保として取引証拠金（現金のほか、

国債、株式等の有価証券並びに外貨等も充用できます。）を預託します。このときに預託する取引証拠金のことを預り証拠金といいます。

その際に、商品取引員は「取引証拠金預り証」をお客様に発行することになります。また、証拠金を預託したからといってお客様が具体的な注文をしなければ、取引は始まりません。

(5) 取引の「売り」又は「買い」の注文を指示します。取引の主体はお客様ですから、注文は必ずお客様ご自身の判断で、商品の種類、数量（枚数）、注文値段等を正確に指示して下さい。

なお、取引を商品取引員や登録外務員に一任することは、法律で固く禁止されています。取引を一任してしまうとお客様の判断が市場に反映されないばかりか、損失が発生した場合の責任の所在が不明確となりトラブルの元となります。つまり、お客様の指示がなければ取引は行われません。

また、ある一定期間内において解約できる「クーリング・オフ」制度はありませんので、注文の際はご承知おきください。

(6) 商品取引員は、お客様の指示に基づいて、商品取引所で「売り」又は「買い」の新規注文を成立させます。

なお、商品取引員がお客様の指示を拒否したり、その指示の履行を不当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。

(7) 注文には新規と仕切りがあり、最初に取引の注文を出すのが新規、それを決済する注文が仕切りです。新規注文が成立すると「売買報告書及び売買計算書」が送られてきます。お客様が注文した内容と記載されている内容に相違がないか必ず確認してください。

なお、「売買報告書及び売買計算書」の送付は、

準則だけでなく法律でも義務付けられています。

(8) 取引を差金決済により終了させたいときは、商品取引員に仕切り注文を指示します。買いの取引を仕切るためには売り注文（転売）を、売りの取引を仕切るためには買い注文（買戻し）を出すこととなります。

なお、お客様が仕切りの指示をしたにもかかわらず、商品取引員が取引の継続を勧めることは、法律で固く禁止されています。

(9) 商品取引員は、お客様の指示に基づいて、商品取引所で「転売」又は「買戻し」の仕切り注文を成立させます。

(10) 仕切り注文が成立すると「売買報告書及び売買計算書」が送付されます。取引の決済により損益金額（これを「ばいばいそんえききん 売買差損益金」といいます。）が計算されますが、この売買差損益金から委託手数料（委託手数料に係る消費税等を含む。）を差し引いた額を「さしひきそんえききん 差引損益金」といい、お客様が当初より取引証拠金として預託している預り証拠金からこの差引損益金を加減した額がその時点での預り証拠金となります。

この「売買報告書及び売買計算書」も注文内容と預り証拠金に相違がないか必ず確認して下さい。相違や疑問がありましたら、そのまま放置せずに速やかに商品取引員に連絡して確かめてください。

(11) まだ決済していない取引がある場合、お客様の預り証拠金から取引を維持するために必要な取引証拠金（証拠金預託必要額）を差し引いた額のことを「あずかりしょうこきんよしょうがく 預り証拠金余剰額」といいます。この預り証拠金余剰額がある場合には、お客様はその額の全部もしくは一部を商品取引員に請求すれば返還されますので、返還を希望する場合はその指示を行ってくだ

さい。（別冊「預り証拠金余剰額の計算」参照）

なお、商品取引員がお客様から請求のあった預り証拠金の返還を拒否したり、不当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。

(12) 商品の受渡しにより決済を行うときは、転売・買戻しをせずに、所定の手続きをしなくてはなりません。詳細は24ページをご参照ください。

2 まず「委託のガイド」をよく読んでから

取引を始める前には、商品取引員（登録外務員）から交付された

「委託のガイド」（本書）

「準則」

「取引本証拠金額一覧」

「委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面」

をよく読んだ上で、不明な点は必ず商品取引員（登録外務員）に確認してください。

(1) 「委託のガイド」は、商品先物取引の仕組み、委託の手順、決済の方法等の基本的な事項について詳細に説明したものです。商品先物取引がハイリスクな取引であることに留意しつつ、取引を始めようとするときはもちろん、取引を始めてからも繰り返しよく読んで、内容を十分に理解して取引を行ってください。

(2) 「準則」は、お客様が商品取引員に商品先物取引を委託又はその取次ぎを委託するときの手続き、手順、証拠金の預託、決済の方法、それらの委託を受けた商品取引員が行うべきこと、お客様が行うべきこと等、お客様と商品取引員との「商品先物取引委託契約」に関する基本的なルールについて商品取引所が定めたものです。取引は全てこの準則に基づいて処理されますので、お客様は一切の行為に先

立ってこれを熟読し、その内容をよく理解しなければなりません。

(3)「取引本証拠金額一覧」は、お客様が取引する際に取り引する商品ごとに預託しなければならない取引本証拠金の額を記載した書面です。商品取引員が商品ごとに定めていますので、内容を必ず確認してください。

(4)「委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面」は、商品取引員が定めた商品ごとの委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面です。委託手数料は取引の損益とは別に請求されますので、その内容をよく読んで、不明な点は必ず商品取引員に確認してください。

3 委託契約の手続き

(1)「約諾書」への署名・捺印

お客様は、商品先物取引の委託又はその取次ぎを委託するには、商品先物取引の仕組み及びリスクその他本書に記載されている事項をきちんと理解した上で、商品取引員に「約諾書」を差し入れなければなりません。この「約諾書」は、お客様が『先物取引の危険性を了知した上で、準則に従って、自らの判断と責任において取引を行う』ことを法的に承諾するものです。したがって、お客様が「約諾書」に署名・捺印をして商品取引員に差し入れた場合、仮にお客様が商品先物取引の仕組み等をきちんと理解していなかったとしても、商品取引員との関係においては理解した上で約諾したものとみなされてしまいます。ですから、この「委託のガイド」に記載されているような商品先物取引の仕組みが十分に理解できていなかったり、投機性の強い取引であることが十分に認識できていない場合は、安易に「約諾書」に署名・捺印したりはせず、不明な点は担当の登録

外務員等に必ず質問・確認するようにしてください。

「約諾書」の性格

■ 「約諾書」は、お客様が商品取引員に取り引の委託をするという意味を表明する書面です。ただし、「約諾書」を差し入れても、取引をすることは義務ではありませんし、すぐに注文を指示しなければならないということではありません。

ご自分の意思をしっかりと決めてから署名・捺印してください。

■ この「約諾書」を商品取引員に差し入れただけで、商品先物取引が始まるわけではありません。お客様が取引証拠金を預託し、具体的に売買の注文を指示した後に、初めて行われます。

■ 「約諾書」は、印紙税法に定められた「継続的取引の基本となる契約書」に当たるため、4,000円の収入印紙が必要となります。

(2)「通知書」への記入

次に「通知書」により下記の事項を商品取引員に通知しなければなりません。

- ①氏名又は商号
- ②住所又は事務所の所在地
- ③特に連絡場所を定めたときは、その場所
- ④特に代理人を定めたときは、その代理人の氏名、住所、代理権の範囲

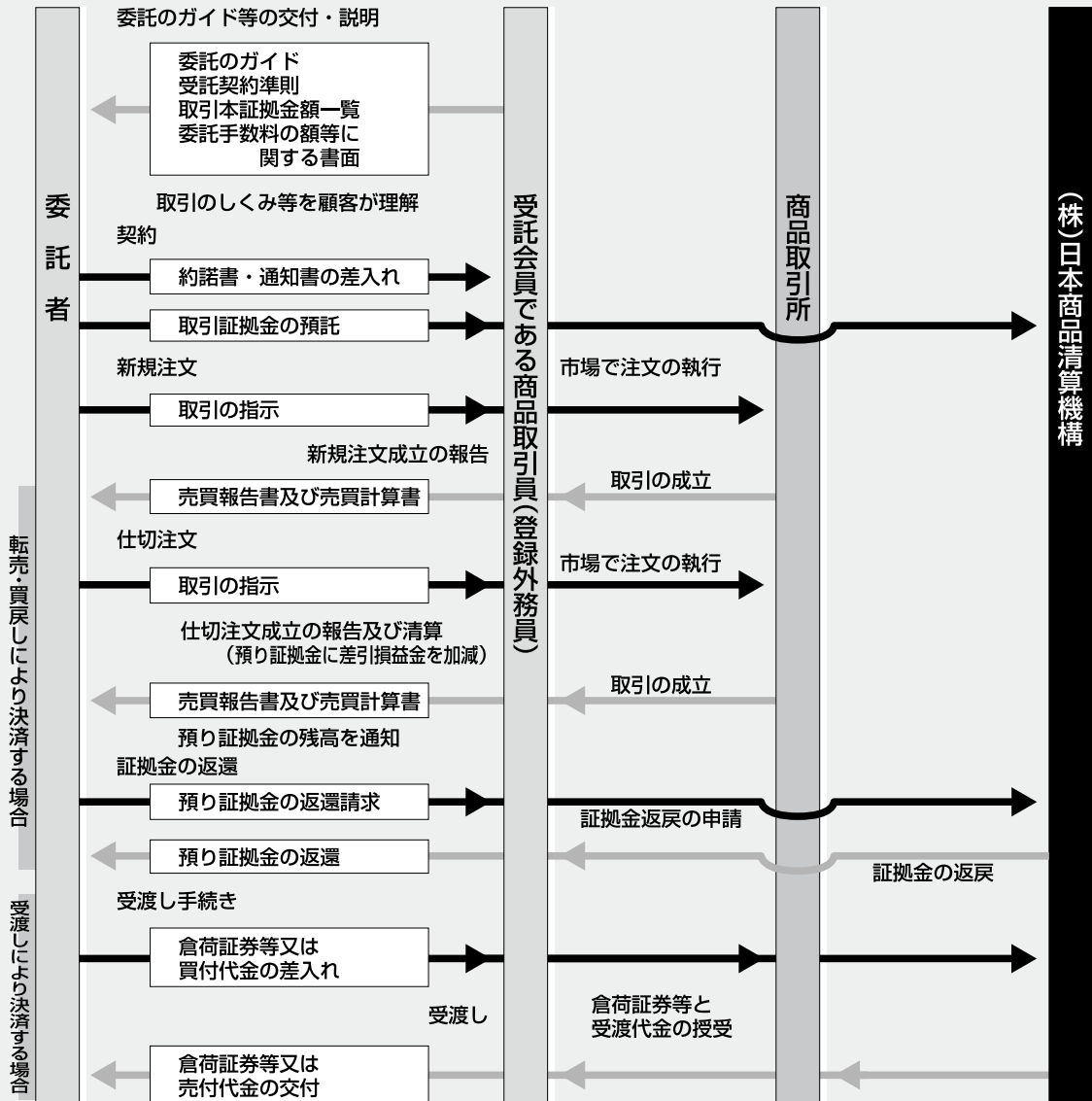
通知書は、取引の主体を明確にし、取引の受注や連絡に支障がないようにするものですから、その点に留意して必要事項を正確に記入してください。

この「通知書」により代理人を指定した場合は、その代理人以外の者を通じて取引を委託したり、取次ぎを委託することはトラブルの原因となりますので、絶対になさらないようにしてください。

また、通知事項に変更があったときは、すぐに商品取引員にその旨を通知してください。

「約諾書」及び「通知書」に虚偽の事項を記入したり、偽名や仮名あるいは他人名義を使用することは、法律等で固く禁止されています。

委託契約の手順と取引の流れ



※委託(受渡)手数料の額及び徴収の時期は商品取引員により異なりますので、詳細は商品取引員にお問い合わせください。

1 投資可能資金額の設定

商品先物取引はハイリスク・ハイリターンな取引であるため、お客様は取引を開始するにあたり、そのことを十分認識される必要があります。したがって、お客様がこの取引に充てる資金は、損失を被っても生活に支障のない範囲の額を投資可能資金額として設定してください。商品取引員はお客様の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当となる勧誘を行うことがないよう、適合性の原則に基づく勧誘が法律により義務付けられています。このため、日常のお客様との連絡の中で、折に触れ、お客様の資産の状況等を確認させて頂くことがありますのでご理解ください。（適合性の原則については9ページ参照）

2 注文の指示は正確に

取引のご注文は、お客様ご自身の判断により、明確に指示してください。商品取引員に取引を任せるとは禁止されています。「売り」と「買い」では損・益が相反しますし、取引の数量（枚数）も投資可能資金額の範囲で取引を行うことが大切です。また、注文の指示が曖昧であったり不十分だと、お客様が意図したところと異なる取引が成立してしまうかも知れません。注文したときは復唱・記録するなどして、間違いの生じないよう心掛けてください。なお、注文の取り違え等のトラブルが発生した場合に備えて、書面等によって指示を行う方がよいでしょう。

【お客様が指示すべき事項】

（オプション取引の場合は30ページをご覧ください。）

- ①商品取引所名・商品名
- ②何月限^{がつぎり}を取引したいのか。
- ③売付けか、買付けか。

④新規に建玉するのか、すでに建玉があるときはそれを仕切るのか。

⑤何枚取引したいのか。

⑥取引希望価格をあらかじめ指定して注文（指値）するのか、価格を指定しないで注文（成行）^{なりゆき}するのか。

⑦指値ならそれをいくらで、その注文の期限はいつまでの注文なのか、成行なら何日のどの立会（例：前場2節、後場1節、等々）で取引を行うのか。
（注）指値注文と成行注文について

指値注文とは、取引する価格を指定して注文する方法で、例えば「1,000円で買い」といえば、これから値上りする予想を立てているため買った価格が安ければ安いほど値上りによる利益が期待できるので1,000円以下なら買うという指示になります。逆に、「1,000円で売り」といえば、これから値下がりする予想を立てているため売った価格が高ければ高いほど値下がりによる利益が期待できるので1,000円以上なら売るといふ指示になります。

成行注文とは、取引する価格を指定しないで注文する方法で、①から⑤及び⑧を指示することになります。

⑧特定取引（※）の場合には、その種類、その他の必要事項についても指示してください。

※特定取引とは、先物取引の投機性を緩和した取引方法で、その形態によって「損失限定型」の取引、「サヤ取り型」の取引があります。詳しくは、これらの取引を導入している商品取引所の準則を読まれるとともに、商品取引員にお尋ねください。

なお、東工取では国際標準の取引システムを導入しております。これにより、上記の⑥及び⑦の部分が他の商品取引所と異なっておりますのでご注意ください。

東工取では、他の商品取引所のような成行注文はありません。価格を指定しない注文方法にマーケット注文がありますが、マーケット注文では、発注した注文に対当する注文が無い場合、注文の全部又は一部がキャンセルされます。一方、成行注文では、一度注文を出すと、基本的に成立するまで注文が有効です。成行注文、マーケット注文のどちらも約定を優先させる注文方法ですので、成行注文の場合は注文を出した後の価格動向、マーケット注文を約定が成立するまで繰返し出す場合には、市場に注文を出すときの気配状態やその時点のサーキットブレーカーの設定幅を考慮しないと、思わぬ価格で成立したり仕切られたりすることがあります。

また、価格を指定して発注する方法は東工取の場合も他の商品取引所の指値注文とはほぼ同様のリミット注文がありますが、リミット注文では、指値注文の指示内容に加えて約定条件の選択が可能であり、選択によって、指示した注文に対当する注文がないと残りの部分はキャンセルされる場合、注文の全部が約定しなければ全部がキャンセルされる場合、残注文が市場に残る場合のいずれかに分けられます。

東工取の商品を取引するときは、こうした注文の方法の特性をよく理解した上で参加することが大切になります。詳しくは、商品取引員又は東工取にお尋ねください。

3 証拠金等の預託

(1) 取引証拠金と委託証拠金の違い

「[□商品先物取引のしおり](#)」で述べたとおり、商品先物取引は商品の受渡しを一定期間後に行うことを原則としているため、まずお客様がこの取引に参加するためには、商品の受渡しが確実に履行されるための担保として、またそれまでの間に相場の変動によって生ずる計算上の損失（これを「[値洗い損](#)」といいます。）に対する担保として、証拠金を預託

する必要があります。商品取引所法に定められた証拠金制度では、この取引の担保として預託する証拠金は、お客様が原則として直接商品取引清算機関へ預託するという仕組みになっています。この商品取引清算機関とは、商品取引所の商品市場において成立した売り方と買い方の債務（未決済の建玉）の引受けを行う清算業務（商品取引債務引受業）について、主務大臣から許可を受けて営業している株式会社（以下「[清算機構](#)」^{にほんしょうひんせいざんきこう}）がその業務を行っています。（35ページ参照）

実際には、お客様はこの証拠金を商品取引員に預託し、当該商品取引員はお客様の代理人として清算機構へ取引証拠金として預託します。このお客様が商品取引員に預託する証拠金は、商品取引員が清算機構に預託する方法により、「取引証拠金」と「委託証拠金」の2つに区分されます。（取引の委託の取次ぎについては、別冊をご覧ください。）

①取引証拠金

お客様からお預かりした証拠金を、商品取引員がそのまま取引証拠金として清算機構に直接預託する場合、このお預かりした証拠金を「取引証拠金」といいます。

準則に規定された商品先物取引を行う上で必要となる取引証拠金には、取引本証拠金、取引追証拠金、取引定時増証拠金及び取引臨時増証拠金の4種類があります。

取引追証拠金、取引定時増証拠金、取引臨時増証拠金の詳しい説明については20～22ページを、オプション取引の取引証拠金は31～32ページをそれぞれご覧ください。

取引証拠金は建玉の新規注文や価格の変動により追加の取引証拠金が必要となることがありますので、それらに対応するために、お客様の判断により、

取引を維持するために必要な取引証拠金(これを「証拠金預託必要額」といいます。)以上の額を、商品取引員を通じて清算機構に預託しておくことができます。この証拠金預託必要額以上の額を預り証拠金余剰額といいます。(別冊「預り証拠金余剰額の計算」参照)

②委託証拠金

お客様からお預かりした証拠金を、商品取引員が当該証拠金に相当する以上の金銭等で取引証拠金として清算機構に差換預託する場合、このお預かりした証拠金を「委託証拠金」といいます。

準則に規定された商品先物取引を行う上で必要となる委託証拠金には、委託本証拠金、委託追証拠金、委託定時増証拠金及び委託臨時増証拠金の4種類があります。

なお、商品取引員がお客様から委託証拠金としてお預かりする場合には、差換預託することについてお客様の同意(「差換預託に関する同意書」)が必要となります。もし、お客様がこの同意を行わなければ、お客様の預けた証拠金は①の取引証拠金として清算機構に直接預託されることとなります。

【商品取引員に債務不履行等が発生した場合の注意】

万が一、商品取引員に債務不履行(違約)等が発生した場合、清算機構が管理している取引証拠金についてお客様が返還請求権を有している場合には、清算機構が定めるところにより、直接清算機構に対して証拠金の返還請求をして頂くこととなります。

詳細は34ページの「**10** 委託者資産の保全」をお読みください。

(2) 取引証拠金について

先に説明したとおり、お客様が商品取引員に預託する証拠金には「取引証拠金」、「委託証拠金」の2種類があります。以下の説明では、お客様が取引の委託をした商品取引員を代理人として清算機構に直接預託される取引証拠金を例に説明します。

①取引本証拠金基準額

取引本証拠金基準額は、取引本証拠金及び取引追証拠金算出の基準となるものであり、その額は商品取引所が定めることになっています。

②取引本証拠金(略称で「^{ほんしゅう}本証」といいます。)

新規の売付け又は買付けの注文をするときに預託しなければならない証拠金を「取引本証拠金」といい、その額は、上場商品ごとに、商品取引所が定める取引本証拠金基準額を下回らない範囲において商品取引員が定めた額となります。具体的な金額は商品取引員から交付される「取引本証拠金額一覧」で示されますので、これをよくご覧になって確かめてください。

お客様が取引証拠金を預託したときには、商品取引員から「取引証拠金預り証」が発行されます。この取引証拠金預り証は、その時点でお客様が商品取引員に取引証拠金として金銭等を預託したことの証明であり、取引証拠金の預託状況を把握することができますので、大切に保管してください。

また、取引証拠金については、現金の代わりに有価証券(国債、株式等)や倉荷証券(※)で充用することができます(充用できる有価証券等は別冊参照)。

この証拠金による取引制度は商品先物取引の独特な仕組みで、もっとも重要なことの一つですので十分に理解した上で、常に証拠金預託必要額(後掲)を把握してご自分の生活に支障のない範囲で設定した投資可能資金額を念頭に取引してください。

※倉荷証券とは、倉庫会社が商品を保管していることを証するものとして発行する証券で、商品市場における受渡しに提供できる倉荷証券は、各商品取引所が指定した倉庫会社のものに限られます。

なお、取引証拠金は建玉の新規注文や価格の変動次第ではさらなる取引証拠金の預託が必要となることもありますので、お客様の判断により、取引を維持するために必要となる取引証拠金（これを「証拠金預託必要額」といいます。）以上の額をお客様が任意で差し入れる証拠金として清算機構に預託しておくこともできます。

(3) 商品取引受託業務に係る預り金

準則では、お客様は証拠金としてではなく商品取引受託業務に係る資金として、事前に金銭等を商品取引員に預託することができます。この資金を「商品取引受託業務に係る預り金」（以下「預り金」という。）といます。この預り金は、証拠金等に使う可能性があるものですから、やはり生活に支障のない範囲で設定した投資可能資金額を念頭に、よく考えて預託する必要があります。お客様が預り金を商品取引員に預託する場合には、お客様はその旨の同意をし、預り金の預託を受けた商品取引員は、お客様に対して「預り金預り証」を発行します。商品取引員が、この預り金をお客様の指示に基づき、取引証拠金や受渡代金等、又は取引に係る債務の弁済に充当したときは、商品取引員は書面（「商品取引受託業務に係る預り金に関する通知書」）により、充当した後の預り金の残高をお客様に対し通知することになっています。

また、預り金は清算機構に預託される取引証拠金ではないことから、商品取引員は法令に基づき委託者資産としてその保全措置を講ずることが義務付けられています。

(4) 充用有価証券等の使用制限

商品取引員はお客様から委託証拠金として預託を受けている有価証券等について、委託の趣旨に反して、これを担保として第三者に提供することや貸し付けること、その他の処分をすることはできません。ただし、商品取引員がお客様から書面による同意（「充用有価証券等の担保提供等に関する同意書」）を得た場合に限り、清算機構に納付する諸計算金、又は当該預託の趣旨の範囲内で金融機関に担保として提供もしくは信託することができます。したがって、商品取引員は、お客様から委託証拠金や預り金等として有価証券等の預託を受ける場合、この同意書の提出をお願いします。また、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金（以下「保護基金」といいます。）に委託者資産保全措置として預託する場合は、委託者保護基金が預託された有価証券について譲渡担保を設定することについてお客様より同意を得ることになっていますので、別途譲渡担保同意書の提出をお願いします。

4 取引結果の確認を

お客様が指示した注文が成立すると、法律に基づき商品取引員から「売買報告書及び売買計算書」が通知されます。指示どおり取引が執行されているかどうかその内容をよく確認して、大切に保管してください。

もし注文と異なる内容のときは、直ちに商品取引員に対して申し出てください。商品取引員は、その申出について書面により回答を行います。

5 注文が成立しない場合とは？

お客様の指示した注文は必ず商品取引所で執行されますが、市場の「値幅制限」や注文の状況等により取引が成立しないことがあります。

(1) 値幅制限とサーキットブレーカー制度

東工取以外の商品取引所では急激な価格変動による混乱を防止するため、商品ごとに、1日のうちの値動きの幅を制限していますが、これを値幅制限といます。

例えば、何らかの事情で大幅な値上がりが予想される時、「売り」は手控えられ市場は「買い」一色になります。そうすると価格は急騰しますが、値幅制限があるので価格は上限の制限値段でストップします（これを「ストップ高」といいます）。この状態になると「売り」注文が少ないので、「買い」注文は一部を除いては成立しないことになります。反対に制限値段いっぱい値下がりした場合を「ストップ安」といい、このときには「売り」注文の不成立が生じます。このように市場価格が値幅制限に達する状況においては、その後も引き続き値上がり又は値下がりする可能性があるため、ストップ高では売建ての値洗い損が、ストップ安では買建ての値洗い損が拡大するおそれがありますので、特に注意が必要です。

なお、値幅制限の適用とその解除時期は商品ごとに異なっており、また、制限値段も直前営業日の帳入値段を基準に定められているため、その発動条件等は各取引所により異なっています。

また、東工取では同様の目的でサーキットブレーカーという仕組みを設けています。このサーキットブレーカー制度は、一定の幅を超えるような価格で売買注文が対当する場合は当該取引を成立させず、一時的に取引を中断した上で、大きな価格変動が生じようとしていることを市場参加者に周知して、新たな注文を呼び込み設定幅を拡大して取引を再開する仕組みで、価格変動によっては複数回発動され、その都度設定幅が拡大されますので、価格を指定しない（注文の成立を優先させる）マーケット注文を出す場合は、その時点のサーキットブレーカーの設定幅や気配状態に十分注意する必要があります。

詳細は商品取引員又は商品取引所にお問い合わせください。

(2) その他の市場ルール

お客様が指値注文をした場合、買い注文なら注文の有効期限内に市場価格が指定した値段かそれ以下にならないければ、また売り注文なら、逆に注文の有効期限内に市場価格が指定した値段かそれ以上にならないければ注文は成立しません。

また、ザラ取引においては、時間優先（商品市場に出された時間の早い注文が優先する）と価格優先（買い注文にあってはより高い注文が、売り注文にあってはより安い注文が優先する）の原則に基づいて取引が成立しますので、お客様の注文に合致する約定値段等が付いても、この原則により成立しないことがあります。

このようにお客様の注文が成立しなかったときには、商品取引員からその旨とその理由をお客様に通知しますので、そのときは市場の動向を見て改めて注文の指示をすべきかどうかを冷静に判断してください。

商品取引所での取引価格は日々刻々変動しますので、建玉は新規の売付け又は買付けをした直後から以下に述べる値洗いによる損益が生じます。お客様（委託者）は、この損益の状況と自己資金の状況を常に把握して、建玉をどうするのか、一部建玉を仕切るのか、手仕舞う（取引から離脱する）のか、あるいはまだ取引を続けるのか冷静にご判断ください。取引の結果はお客様自身に帰属するものですから、決して担当の外務員や他人任せにすることなく、ご自身で責任をもって判断して商品取引員（登録外務員）にはっきりと指示をしてください。

1 建玉の値洗い

商品取引所は、毎日、新たに成立した全ての売り買いについて、成立したときの値段（これを「約定値段等」といいます。）と帳入値段（普通はその日の最終約定値段等ですが、一定時間に成立した価格の加重平均価格を採用しているものもあります。）との間に生じる価格差、及び全ての既存の建玉について、その日の帳入値段と前日の帳入値段との間に生じる価格差を計算します。これを「値洗い」といいます。商品取引員（受託会員）は清算機構が定めた金融機関を通じて、清算機構との間でこの値洗いによる差損益分の受払いを毎日行っています。なお、帳入値段は各商品取引所のホームページや日本経済新聞の商品先物相場欄等で見ることができます。

お客様の建玉についても、約定値段等と帳入値段との価格差（これが損の場合は「値洗い損（計算上のマイナス）」、益の場合は「値洗い益（計算上のプラス）」といいます。）が計算され、商品取引員と清算機構との間で毎日差損益分の受払いが行われていますが、お客様は取引の担保として取引証拠金を預託していますから、値洗い損が生じたとしても、以下に示す取引証拠金の預託が必要でない範囲においては、商品取引員との間で、これを毎日受払いす

る必要はありません。また、値洗い益についても、仕切って決済するまでは確定しないので受け取ることはできません。あくまでもその時点での計算上の損益ですので、値洗益があるからといって安心ができるということではありません。

2 取引証拠金（「追証」）

取引に係る全商品の建玉を帳入値段により計算した結果、値洗い損益金の合計額（以下「値洗損益金通算額」といいます。）が損計算となり、その値洗損益金通算額がその取引に係る取引本証拠金基準額の合計額の50%を超える計算上の損が発生した場合、お客様が取引を継続しようとするのであれば、すでに預託している取引証拠金の担保力を補強するための証拠金を追加して預託しなければなりません。この新たに預託する証拠金のことを「取引証拠金」（追証）といっています。

この追証の額は、値洗損益金通算額がその取引に係る取引本証拠金基準額の合計額を超えない場合、取引本証拠金基準額の50%以上値洗い損の範囲内の額で、また、値洗損益金通算額が取引本証拠金基準額の合計額を超えた場合、取引本証拠金基準額の合計額の50%の整数倍以上値洗損益金通算額の範囲内で商品取引員が定めた額となります。

お客様の取引で追証の預託が必要となったときは、商品取引員から追加の証拠金の請求があります。（追証は急を要することから、その請求は、通常、電話やメール等により行われます。）

しかし、追証の預託が必要となってその請求がなされたとしても、その対処にはいくつかの方法があります。

（1）取引を継続する場合

①追証を入金する

翌営業日の正午までの商品取引員が指定する日時

までに追証を入金します。ただし、入金した追証は相場の動き次第では戻ってこない、もしくはそれ以上の損金になる可能性があります。

②建玉の一部を決済する

預り証拠金が証拠金預託必要額を上回るように建玉の一部を決済します。この場合、建玉の一部を決済しますので総建玉数及び証拠金預託必要額は減りますが、前営業日に発生した追証の額は変わりません。

(2) 取引を終了する場合

全建玉を決済することになりますので、追証を預託する必要はなく、これ以上損失も増えません。

なお、翌営業日の正午までに追証を預け入れない場合は、原則としてその後の立会で全建玉が決済されることとなります。

また、一度発生した追証は、全ての建玉を決済して証拠金預託必要額をゼロにするか、もしくは毎日の帳入値段で値洗い損がゼロ又はプラスに回復するかのいずれかに該当しない限り、この追証の預託は常に必要となります。

したがって、一度追証が発生したら、仮に値洗い損が回復し取引本証拠金基準額の50%以下になっても追証の預託は必要となりますので、ご注意ください。

計算の方法の詳細は、別冊の「取引追証拠金の計算例」をご覧ください。

【取引追証拠金が発生したときには・・・】

相場の回復により値洗い損が減少し、さらに値洗い益に転ずる可能性もありますが、当然のことながら、逆に一段と値洗い損が増大して、追証の預託が1回だけでなく、さらに2回、3回と必要になる可能性もあります。相場の反転を期待して建玉を維持するために、

追証を入れるか、それとも損は損として見切りをつけて建玉を反対売買し決済すべきか、追証が必要となったときは、これを判断する1つの良い機会です。沈着冷静に、特にお客様自身が損失を被っても生活に支障のない範囲として設定した投資可能資金額のうち、どの程度まだ余裕があるのかをきちんと考慮して、この追証に対処することが肝要です。

取引を続けるか決済するかについては指示の取り違え等のトラブルが発生することもあり得ますので、そのような場合に備えて、FAX等を利用して書面等により明確に指示を行い、その証拠として書面の写しやいつ指示したかを記録、保管しておいた方が良いでしょう。

3 その他の主な証拠金

今まで説明した取引本証拠金や取引追証拠金（追証）のほかにも、取引の期限が迫った商品や値動きの激しい商品・限月に対し、商品取引所より預け入れが求められる証拠金があります。

(1) 取引定時増証拠金（「定増」）

とりひきていじまししょうきん ていまし
とうげつぎり
当月限納会日の属する月の取引（※）については、値幅制限解除による相場の急変に対する危険防止と建玉の決済を促進するために、お客様が取引本証拠金の他に預託しなければならない証拠金です。その額及び預託時期は商品ごとに商品取引所が定めています。

※東工取では、「1番限月の取引」となります。

(2) 取引臨時増証拠金（「臨増」）

とりひきりんじまししょうきん りんまし
過大な取引又は相場の急変等による危険防止のため商品取引所の判断により「臨時に」委託者である

お客様に対し預け入れを求める証拠金のことで、お客様が取引本証拠金の他に預託しなければならない証拠金です。

なお、取引定時増証拠金の額及び預託開始時期、並びに取引臨時増証拠金の発動及び解除要件等は各商品取引所の業務規程により異なりますので、詳細は商品取引員又は商品取引所にお問い合わせください。

4 証拠金不足額の預託

商品取引員は、毎日の取引終了時に、預り証拠金と証拠金預託必要額とを比べて取引証拠金の過不足を計算していますが、これが不足するときは、お客様に不足額の預託を請求します。

この証拠金不足が発生するケースとは、

- ①追証の預託が必要になったとき
 - ②商品取引所が定めている取引定時増証拠金又は取引臨時増証拠金の預託が必要となったとき、もしくはその額が増額変更されたとき
 - ③商品取引員が定めている取引本証拠金の額が増額変更されたとき
 - ④充用有価証券等もしくは充用外貨の種類、銘柄又はその充用価格が減額変更されたとき
- などがあります。特に②③④につきましては、その額が変更されたときには、商品取引員からお客様にその旨が通知されます。

この証拠金不足が発生した場合には、お客様は、翌営業日の正午までの商品取引員が指定する日時までにその不足額を預託するか、建玉を縮小するか、建玉を決済するかを指示しなければなりません。

5 預り証拠金余剰額（取引証拠金）の返還

建玉を決済すればその建玉を維持するために必要

となっていた取引本証拠金などは不要となり、決済により確定した差引損益金は預り証拠金に加減算されます。また、建玉の値洗い損が減少するか逆に値洗い益が発生すれば、預託されていた追証の全部又は一部が不要になることもあります。このような理由により生じた預り証拠金余剰額（余剰となった取引証拠金）の全部又は一部の返還を受けたいお客様は、商品取引員にご請求ください。商品取引員は請求のあった日から4営業日以内に返還します。

6 取引証拠金を預託しなかった場合

商品取引員から請求のあった追証や取引証拠金不足額等をお客様が預託せず、どの取引を処分するかについて指示がないときは、商品取引員は事前にお客様に通知した上でお客様の建玉の全部又は一部を任意に処分することができます。

この処分によって確定した損益は、当然、お客様に帰属し、預り証拠金に加減算されます。

7 取引の制限等

お客様の取引が商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所の業務規程に基づく指示により、強制的に転売・買戻し（反対売買）により処分されることとなりますのでご注意ください。

1 決済の方法

商品先物取引の決済の方法は2通りあります。1つは転売又は買戻しによる差金決済、もう1つは現物の受渡しによる決済です。その手順について詳しく説明します。(現金決済先物取引及び指数先物取引の場合は29ページ、オプション取引の場合は32ページをご覧ください。)

(1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済

計算の方法は、別冊の【損益計算の具体例】をご覧ください。

① 転売・買戻しの注文の指示

お客様が商品取引員に委託した建玉について、その後の相場変動により値洗い益が出ているからその利益金を受け取りたい、あるいは値洗い損となっていて相場も反転する気配がないのでこれ以上損失が大きくなるいうちにやめておこう、と判断したときは、商品取引員に建玉を仕切る(差金決済を行う)ための指示をしてください。

指示の仕方は新規注文のとき(15ページ参照)と同様ですが、建玉の一部を仕切るときは、どの商品の何月限か、いくら約定値段で成立した建玉を仕切るのか等も明確に指示してください。もし、お客様が建玉を特定する指示をしなかったときは、受託契約準則に従い成立の古い建玉から順に仕切られますのでご注意ください。

② 差引損益金の精算

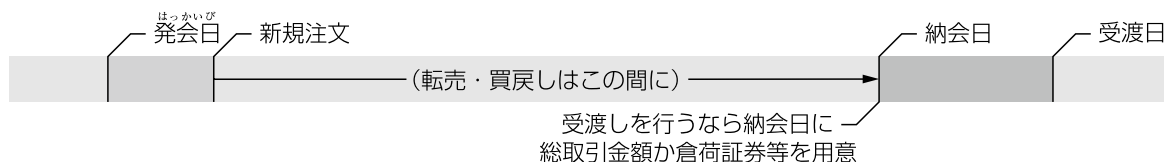
仕切り注文が成立し差引損益金が計算され、商品取引員から売買差損益金、委託手数料、差引損益金及び預り証拠金残高等が記載された「売買報告書及び売買計算書」が送付されてきます。

差引損益金の精算は、益金の場合には預り証拠金に加算され、損金の場合には預り証拠金から減算することによって行われます。

預り証拠金に差引損益金を加減算した結果により得られた預り証拠金から証拠金預託必要額を控除してもなお余り(「預り証拠金余剰額」)がある場合には、その額の返還を受けることができますので、返還を希望する場合には商品取引員に請求してください。

一方、預り証拠金から差引損金を減算した結果により、その預り証拠金で賄えない損金額が発生した場合、お客様は商品取引員の指定する日時までに当該損金額を支払わなくてはなりません。お客様が証拠金とは別に商品取引受託業務に係る預り金を商品取引員に預託している場合には、お客様の指示に基づき、この預り金を充当することもできます。この場合、商品取引員から充当した後の預り金の残高については、「商品取引受託業務に係る預り金に関する通知書」によりお客様へ通知されますので、よく確かめてください。

なお、お客様が決済の指示をしたにもかかわらず、登録外務員やその上司がその指示に応じない場合には、商品取引員の管理部や顧客相談窓口に連絡して決済の指示をしてください。それでも応じてもらえない場合には、日本商品先物取引協会の相談セ



ンター（49 ページ参照）にご連絡ください。

（2）受渡しによる決済

お客様が差金決済ではなく現物の受渡しにより決済しようとするときは、当月限納会日の前営業日の午後4時又は納会日の午前10時など商品取引所が定める日時（お客様が商品取引員を経由して預託する場合はこの期日より前に商品取引員が設定しますのでそれに従ってください）までに、売建玉の場合には倉荷証券等を、買建玉の場合であれば総取引金額（受渡代金）を、委託した商品取引員に預けなければなりません。（商品取引所が定める日時は、上場商品によって異なりますので、よく確認してください。）

商品取引員は、受渡日に倉荷証券等と受渡代金の受払いを行った後、買方の委託者に対しては倉荷証券等を、売方の委託者には売付けに係る代金を渡し受渡しを完了します。

なお、粗糖やとうもろこしのように外国貨物として船荷のまま受渡しされるため通関等の専門的な貿易手続きを必要とするもの、ガソリンや灯油のように受渡手段として内航船やタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般の投資家が受け取ることが困難なものがありますのでご注意ください。

この受渡しによる決済については、商品によっては受渡しのための取引受渡証拠金、各種証明書を必要としたり、保管倉庫、供用期限、品質格差等、多くの実務的な問題を伴いますので、詳細は商品取引員又は当該商品取引所にお問い合わせください。

2 納会日までに決済の指示をしなかったときは

お客様が当月限納会日の前営業日の午後4時又は納会日の午前10時など商品取引所の定める日時になっても、その限月の建玉をどうするかについて何も意思表示をしないとき、あるいは受渡しをする意

思表示はしても受渡しに必要な倉荷証券等や受渡代金を用意できていないときは、商品取引員はその建玉を納会日の最初の約定値段決定時又は最終節など商品取引所の準則に定める日時等で仕切ってしまう。その結果生じた損益はお客様に帰属し、預り証拠金に当該損益が加減算されます。

3 預託を受けた金銭等による債務の弁済

決済により生じた損金などお客様が商品取引員に支払わなくてはならない債務が残っているときは、預託している預り証拠金その他商品取引員に預託している金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物はその債務の担保として留保されることとなり、当該損金等について商品取引員が指定した日から10営業日を過ぎても支払われないときには、留保された預り証拠金その他商品取引員に預託している金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物はその損金等の弁済に充当されることとなっています。

この場合、充用有価証券等により預託されているときは、商品取引員は、委託者の税負担・費用負担によりそれを換価処分して債務の弁済に充当します。なお、株式等の有価証券の売却益については、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

4 委託手数料

お客様が取引を行った場合は、商品取引員が定める委託手数料を支払わなくてはなりませんので、その委託手数料の支払いも考慮して取引するようにしてください。また、その額及び徴収の時期は商品取引員により異なりますので、詳細は商品取引員にお問い合わせください。

この委託手数料には、次項で説明するとおり消費税等が課税されます。

5 商品先物取引に関する税金

(1) 所得税等

① 転売・買戻し（反対売買）による差金決済に対する所得税等

国内の商品取引所で行われている商品先物取引を差金決済したことにより生じた売買損益は、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

年中（1月から12月）に決済した商品先物取引の売買損益を通算し利益となった場合には、委託手数料、消費税等などの取引に要した費用（必要経費）を控除した額が課税所得となります。

また、お客様が差金決済したことにより年間を通じての売買損益を通算し損失となった場合には、損失の金額を翌年から3年間にわたって商品先物取引による所得の金額から控除することができます。この繰越控除を受けるためには、損失となった年分についても確定申告をしておく必要があります。

なお、商品先物取引による所得は有価証券等先物取引による所得と損益通算できますが、それ以外の所得との損益通算はできません。

② 受渡しに対する所得税等

所有していた現物を渡して利益を得た場合には、その譲渡益に対して所得税が課税されます。

(2) 消費税等

① 手数料に対する消費税等

お客様が商品取引員に支払う委託手数料に対しては、5%（消費税4%＋地方消費税1%）の消費税等が課税されます。

② 受渡しに対する消費税等

商品市場における商品の受渡しについては、当月限の納会価格を基準として算出した受渡代金に対して5%の消費税等が課税されます。したがって、税額は納会日を待たなければ確定しません。この税額は買方が負担することとなっていますので、受渡しにより決済を行うときは、買方であるお客様は受渡日の前営業日の午後5時など商品取引所が定める日時までに、商品市場における受渡代金に5%を乗じた消費税等の相当額を商品取引員に渡さなければなりません。この税額は、商品市場における受渡しにおいて売方に渡され、売方である委託者に対しては、商品取引員から売付けに係る代金と一緒に買方が支払った税額が交付されます。

商品先物取引を行うと商品取引員から法律や準則に基づいて様々な書類が送られてきます。それらは全てお客様の取引に関係したもののばかりですので、内容をよく確認して、回答等の手続きが必要であればきちんとその手続きを行ってください。また関係書類は取引終了まで大切に保管してください。

ここで紹介する書類のうち「取引証拠金預り証」「売買報告書及び売買計算書」と「残高照合通知書」は、一定の条件を備えた電磁的方法により交付又は通知することについて、お客様が承諾された場合には電子メールや web サイトからのダウンロードな

ごによる電磁的方法で通知することも認められています。また、「取引証拠金預り証」の発行の省略に係る同意や「残高照合通知書」への回答書についても、電子メールによる送受信や web 上で「同意する」旨をクリックする等の電磁的方法で行うことも認められています。ただし、お客様が断れば、この方法によってこれらの書類が通知されることはありません。

これらの書類のほかにも電磁的方法が認められているものがありますので、詳しくは商品取引員にお問い合わせください。

1 「取引証拠金預り証」

準則第 13 条の規定に基づいて、商品取引員はお客様から取引証拠金として、金銭で預託を受けたときには、その金額、充用有価証券等で預託を受けたときには、その銘柄、数量及び充用価格等、充用外貨で預託を受けたときには、その種類、額及び充用価格等の必要事項を記載の上、その都度「取引証拠金預り証」をお客様に発行します。

なお、金融機関を介して取引証拠金を預けた場合であって、お客様から書面による同意（電磁的方法によるものも含む）があったときは、「取引証拠金預り証」の発行が省略されます。ただし、お客様はいつでもこの同意を取り消すことができます。

2 「売買報告書及び売買計算書」

準則第 19 条の規定に基づいて、お客様の注文が成立したときは、その都度「売買報告書及び売買計算書」が送られてきます。その際には商品、新規・仕切の別、限月、売付け・買付けの別、受注日時、取引成立日時又は場節、枚数、約定値段、預り証

による電磁的方法で通知することも認められています。また、「取引証拠金預り証」の発行の省略に係る同意や「残高照合通知書」への回答書についても、電子メールによる送受信や web 上で「同意する」旨をクリックする等の電磁的方法で行うことも認められています。ただし、お客様が断れば、この方法によってこれらの書類が通知されることはありません。

これらの書類のほかにも電磁的方法が認められているものがありますので、詳しくは商品取引員にお問い合わせください。

掘金の残高に相違がないか必ず確認してください。万一、売買指示と「売買報告書及び売買計算書」に記載された内容に相違があった場合には、そのままにせず直ちに商品取引員に申し出てください。

また、仮差引損益金通算額は、「売買報告書及び売買計算書」に記載された取引の成立日（以下「成立日」といいます。）において、お客様が全ての建玉を仕切って決済したものと仮定した場合の損益の額を示すものですので、お客様は、この損益の状況と自己資金の状況を把握しながら、建玉をどうするのか（仕切りによって決済するのか、あるいはまだ取引を続けるのか）を沈着冷静にご判断ください。

なお、反対売買により建玉を処分したときは、売買差損益金から委託手数料（委託手数料に係る消費税を含む。以下同じ。）を差し引いた差引損益金が計算され、預り証拠金に加減算されますので、お客様はその時点における預り証拠金の残高を確認することができます。

■**売買差損益金**——個別の取引について転売又は買戻しにより決済した場合に生ずる損益金額です。

■**委託手数料**——先物取引の委託に係るサービスの対価であり、その額及び徴収の時期は商品取引員が定めています。

売買報告書及び売買計算書

各商品取引所の受託契約率則に基づき、ご指示頂きました売買ご注文が下記の通り成立致しましたのでご報告申し上げます。
 なお、仕切り注文につきましての差引損益金の計算は下記の通りでございます。
 売買報告書及び売買計算書は売買ご注文成立の都度本社にて作成し、お手許に御郵送致しております。
 万一、未着の場合や内容に相違のありました時は、遅滞なく当社〇〇〇〇部宛にお申し出下さい。

取引所名	上場商品 (種類)名	新 規 又 は 仕 切	眼月	売					買					売 買 差 損 益 金	委 料 手 数 料 (うち 消 費 税)	差 引 損 益 金
				受注日時	約定 年月日	場 節 又 は 時 間	数量	約定値段等	総取引金額	受注日時	約定 年月日	場 節 又 は 時 間	数量			
															()	
															()	
															()	

値洗損益金通算額	円	
仮委託手数料 (消費税を含む)	円	
仮差引損益金通算額	円	
預り証拠金残高	現金	円
	充用有価証券等	円
	充用外貨	円
	差引損益金通算額	(△) 円
合計額	円	

(注) 1. 「値洗損益金通算額」、「仮委託手数料」及び「仮差引損益金通算額」は、未決済の全建玉(本日の新規建玉を含む。)について、本日の最終約定値段等で仮計算した金額であって、今後の相場の推移並びに取引の期間等により金額が変動することがありますのでご注意ください。
 2. 「預り証拠金残高」は、本日の取引終了時点で計算した現在額ですが、今後の相場の推移並びに取引の状況により金額が変動することがありますので、ご注意ください。
 3. 「差引損益金通算額」は、お取引によって発生した差引損金のうち、現在、当社の立替えとなっている当該損金額となります。

売買報告書及び売買計算書(見本)

■消費税——25 ページをご覧ください。

■差引損益金——決済した建玉に係る売買差引損益金から委託手数料を控除した額のうち、商品取引員と委託者との間で受払いの済んでいないものをいいます。

■値洗損益金通算額——未決済の建玉全て(成立日の新規建玉を含む。以下同じ。)の約定値段等と成立日の帳入値段との差額を基に仮に計算した場合の値洗損益金の合計金額をいいます。

■仮委託手数料——未決済の建玉全てについて手仕舞いをした場合に必要となる委託手数料の合計金額をいいます。

■仮差引損益金通算額——値洗損益金通算額から、仮委託手数料を差し引いた金額です。

※「値洗損益金通算額」及び「仮差引損益金通算額」は、未決済の建玉全てについて、成立日の帳入値段を基に仮に計算した金額であって、今後の相場の推移並びに取引の期間等により金額が変動することがありますのでご注意ください。

3 「残高照合通知書」

準則第 22 条第 1 項の規定に基づいて、毎月、定期的に送付されるものですが、お客様から請求があれば、いつでも準則第 22 条第 2 項の規定に基づいて、商品取引員は速やかに定期通知分とは別に準則第 22 条第 1 項の内容を通知することになっています。「残高照合通知書」には作成日現在の建玉の状況、預り証拠金の内訳等が記載されていますので、その内容をよく確認し、異議の有無等について同封のハ

残 高 照 合 通 知 書

[発行日 年 月 日]

商 号

①

年 月 日 現 在							
現在の 建玉の 内訳	取引所名・ 上場商品(種類)名	限月	約定年月日	場 節 又 は 時 間	建玉枚数 売 買	約定値段等	値洗損益金
合計							

拝啓 毎度格別のお引立てを蒙り厚く御礼申し上げます。
さて、早速でございますが、同封の回答書により本残高照合通知書の記載内容のご確認及び
預り証拠金余剰額の取扱いにつきまして、ご指示(回答)をお願いします。
もし、お客様が本残高照合通知書の記載内容についてのお問い合わせ又は預り証拠金余剰額の
返還を希望する旨の回答書を投函された日から1週間を経過しても当社から連絡等がない
場合は、再確認の必要がございますので、お手数とは存じますが当社〇〇〇〇部宛にご連絡を
お願いします。
なお、ご指示(回答)のない場合は、本残高照合通知書の内容通り相違ないものとして処理
させていただきます。

証拠金 預託 必要額 及び び	預り証拠金残高 (直接・差換の別)					取引所名・ 上場商品 (種類)名	証 拠 金 預 託 必 要 額					預り証拠金余剰額 ①-②	
	現 金	充用有価 証券等	充用外貨	差引損益金 通算額	合 計 額		本証拠金	追証拠金	定時増 証拠金	臨時増 証拠金	受渡 証拠金		証拠金 合計額
合計				①	—					②			

証券等及び充用外貨残高内訳 預り証拠金に係る充用有価	銘柄コード	種類及び銘柄名	数 量	充用単価	充用金額
		外貨の種類	外貨の額	充用単価	充用金額

(注)上記の預り証拠金余剰額は、本日の取引終了時点で計算した現在額ですが、
今後の相場の推移並びに取引の状況により金額が変動することがありますの
で、ご注意ください。

残高照合通知書(見本)

ガキ等により必ず回答してください。回答書の返送がない場合には、内容について相違がなかったものと解されますのでご注意ください。

■現在の建玉の内訳——作成日現在における商品取引所ごとの建玉について、限月、約定年月日、約定値段、値洗損益金通算額等が記載されています。

■預り証拠金の残高——取引証拠金として預託を受けた金銭、充用有価証券及び充用外貨の合計額に差引損益金通算額を加減した額のことです。

■差引損益金通算額——転売又は買戻しにより建玉を決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料を控除した額のうち、商品取引員と委託者との間で受払いの済んでいない差引損益金を通算した額のことです。

■証拠金預託必要額——現在の建玉について必要な取引本証拠金、取引追証拠金、取引定時増証拠金、

取引臨時増証拠金の内訳のことです。

■預り証拠金余剰額——作成日現在における、預り証拠金から証拠金預託必要額を控除した額のことです。お預りした有価証券については充用価格で計算されています。

なお、この預り証拠金余剰額は、まだ建玉がある場合には、今後の相場の推移並びに取引の状況により金額が変動することがありますのでご注意ください。

1 現金決済先物取引及び指数先物取引とは

先物取引には『商品の受渡しを約束する取引（現物先物取引）』のほかに、「現金決済先物取引」及び「指数先物取引」があります。

通常の商品先物取引では、決済期日までに転売又は買戻しによる差金決済をしなかったものは、最終決済時に商品の受渡しが行われます。これに対し「現金決済先物取引」では、現物市場の価格動向を反映した信頼できる価格算定式により現物価格の平均に当たる価格を算定し、その価格によって全て金銭の受払いにより決済が行われます。

「指数先物取引」は、複数の現物価格等を指数化し、この指数を取引の対象とする先物取引です。この取引も受渡しすべき「物」がないので、現金決済先物取引と同様に信頼できる算定式により算出される最終決済指数によって全て現金で決済されます。

現金決済先物取引及び指数先物取引の取引の仕組みは通常の商品先物取引とほとんど変わりませんし、リスクもあります。ただし「受渡し」（物と金銭の授受）による決済がなく、納会日（※）では金銭の受払いにより決済されることが主な違いです。

※現金決済先物取引の納会日を、東工取では「取引最終日」または「最終決済日」と呼びます。

2 委託の手順

現金決済先物取引及び指数先物取引の委託の手順は、通常の商品先物取引と全く同様ですので、この「委託のガイド」の11ページをご覧ください。

3 取引証拠金の預託

取引証拠金も通常の商品先物取引と同様で、取引追証拠金が必要となる場合もあります。また、預託

の方法等も同じです。

4 現金決済先物取引及び指数先物取引の決済

現金決済先物取引や指数先物取引は、納会までの間に反対売買（転売又は買戻し）による決済を行って取引を終了させることができますが、納会において最終的に決済する場合も反対売買と同様に全て現金で決済します。

(1) 転売・買戻し（反対売買）による差金決済

現金決済先物取引及び指数先物取引において反対売買を行ったときは、新規の取引が成立したときの約定価格（又は約定指数）と反対売買が成立したときの約定価格（又は約定指数）との差による差金の受払いにより決済します。

決済の注文は、通常の前物取引と同様に商品取引員に指示してください。（23ページ「(1) 転売・買戻し（反対売買）による差金決済」参照）

(2) 納会における決済（現金決済）

現金決済先物取引及び指数先物取引は、納会日の前日など商品取引所の定める日時までに反対売買による決済が行われなときは、新規の取引が成立したときの約定価格（又は約定指数）と商品取引所があらかじめルール化した方法をもって決定する決済価格（現金決済先物取引にあつては最終清算価格又は最終決済価格、指数先物取引にあつては最終決済指数で、これらは通常の商品先物取引の納会値段に当たります。）との差額を受払うることにより決済します。

5 委託手数料

現金決済先物取引及び指数先物取引では、委託手数料及び消費税等が必要となります。

委託手数料の額及び徴収の時期は商品取引員により異なりますので、詳細は商品取引員にお問い合わせください。

1 オプション取引の仕組み

商品取引所では、これまでに説明した「通常の商品先物取引」と「現金決済先物取引」、「指数先物取引」のほかに、「オプション取引」が行われています。

オプション (Option) とは、商品などを、一定の期間内に特定の価格で売買することのできる権利 (選択権) のことをいい、

商品市場における先物オプション取引では、

- ①商品先物取引を
- ②ある価格 (権利行使価格) で
- ③一定の期日 (取引最終日) までに
- ④買い付ける、又は売り付ける

「権利」を取引します。

(1) 「コール・オプション」と「プット・オプション」

権利行使価格で現物先物取引1枚の買い付ける権利を「コール・オプション」、売り付ける権利を「プット・オプション」といい、それぞれについてオプションの対価である「プレミアム」の授受により売り買いが行われます。

このオプション取引は「権利の取引」ですから、プレミアムを支払ってその権利 (オプション) を取得した買方は、権利行使期間中に自分に有利な状況になったときはいつでもその権利を行使できます。

例えば、1,000 円の権利行使価格のコール・オプションをプレミアムを支払って買った場合には、いつでも 1,000 円で、そのオプションの対象となる商品先物取引が行われている商品市場 (「原市場」といいます。) において商品先物取引の買約定を持つことができるのと同様の権利を取得したのですから、相場が 1,300 円になったときに権利行使をすれば、約定値段が 1,000 円の買建玉が 1,300 円に値上がりしたのと同じ状況になります。

プット・オプションの場合はどうなるのでしょうか。

1,500 円の権利行使価格のプット・オプションをプレミアムを支払って買った場合では、1,500 円で売約定を持つことのできる権利ですから、相場が 1,100 円になれば約定値段 1,500 円の売建玉が 1,100 円に値下がりしたのと同じです。

(具体的な権利行使の方法は、下記「[5](#) オプション取引の決済」をご覧ください。)

(2) オプション取引の売方と買方

オプション取引の売方は、プレミアムが手に入るものの、買方により権利が行使されその割当を受けたときはそれに応じなくてはなりません。(売方の義務)

また、買方が権利行使をしないでそのまま権利行使期間が経過した場合は、権利が消滅 (同時に売方の義務も消滅) し、支払ったプレミアムは返戻されません。

さらに買方も売方も、通常の商品先物取引のようにプレミアムの値上がり、値下がりによる差益を得ることを目的として、オプションを転売したり買い戻したりすることができます。

オプション取引の買方と売方の違い

	買 方	売 方
権利と義務	権利を持っている	義務を背負っている
取引証拠金	不要	必要
権利の行使	取引最終日までの間はいつでも行える	買方が権利行使したことにより割当てを受けたときは拒否できない。買方に権利行使を要求できない
利 益	無限大	プレミアム
損 失	プレミアム	無限大

2 委託の手順

オプション取引の場合も委託の手順は概ね通常の商品先物取引と同様ですが、注文の仕方や取引証拠金の預託の方法等が異なりますのでご注意ください。

- (1) 「委託契約の手続き」は11ページと同様です。
- (2) 次に取引の注文を行います。オプション取引の場合は次の事項を指示しなければなりません。
 - ①どのオプション銘柄（シリーズ）にするのか。
 - ②新規にオプションを買うのか、売るのか、すでにオプション契約があるときは、それを転売するのか、買戻しするのか。
 - ③何枚取引したいのか。
 - ④取引希望価格（プレミアム価格）をあらかじめ指定するのか、価格を指定しないで注文するのか。
 - ⑤取引希望価格を指定する注文ならいくらで、いつまでの注文なのか、あるいは価格を指定しない注文なら何日のどの立会時で取引を行うのか。

以上の指示によってオプション取引が始まりますが、オプション取引では、買方は買付代金（プレミアム）が、売方は取引証拠金が必要です。またオプション銘柄（シリーズ）とは、上場商品の種類、プット・オプション又はコール・オプション、限月及び権利行使価格により区別されるものをいいます。

3 取引証拠金の預託

オプション取引では、全ての取引証拠金はオプションの売方だけにかかります。売方は、売付代金（プレミアム）を受け取る代わりに、買方が権利行

使をすることにより割当を受けた場合にはそれに応じなければなりませんので、その義務の履行及びプレミアム価格の変動リスクを担保するために取引証拠金をその代理人である商品取引員を通じて(株)日本商品清算機構に預託しなければなりません。

一方、買方はプレミアムを支払いますが、取引証拠金は不要です。

オプション取引の取引証拠金には、次の4つがあります。

(1) 取引本証拠金

プット・オプション又はコール・オプションの新規の売付けの注文をするときに預託しなければならない証拠金です。その必要額は、商品取引所が定める取引本証拠金基準額を下回らない範囲において商品取引員が定めた額となります。具体的な金額は商品取引員から交付される「取引本証拠金額一覧」をご覧ください。

(2) 取引プレミアム証拠金

取引プレミアム証拠金の必要額は、新規のオプションの売付けに係る総取引金額で、取引が成立した日の翌営業日の正午までの商品取引員が指定する日時までに預託しなければなりません。

(3) 取引追証拠金

オプション取引の売建玉の約定値段と毎日の帳入値段との間に生ずる値洗い損合計額が商品取引所の定める取引本証拠金基準額の50%を超える計算上の損が発生した場合には、取引追証拠金（追証）として商品取引員から請求があります。お客様が建玉を維持するのであれば、翌営業日の正午までの商品取引員が指定する日時までに、取引本証拠金基準額の50%以上値洗い損の範囲内の額で商品取引員が定めた額を預託しなければなりません。なお、追証を預託せずに買戻しを行うことにより、オプション

取引から離脱することもできます。

(4) 取引臨時増証拠金

相場の変動が著しいとき、あるいは何らかの要因によって激しい値動きが予想されるときに、商品取引所の判断により、売建玉に対して「臨時に」徴収される証拠金です。その必要額は商品取引所が定めます。対象となる建玉を保有しているお客様は商品取引所が定める日時までの商品取引員が指定する日時までにその額を預託する必要があります。なお、取引臨時増証拠金を預託せずに、その対象となる売建玉の買戻しを行うことにより、オプション取引から離脱することもできます。

オプション取引の取引証拠金は、通常の商品先物取引と同様に、現金のほか有価証券（国債、株式等）や倉荷証券で充用することができます。

また、取引証拠金の返還も、通常の商品先物取引と同様に行われます（22 ページ参照）。

4 プレミアムの支払い

オプション取引の買方は、取引証拠金は不要ですが、プレミアムを支払わなければなりません。

オプション取引の新規の買付け又は買戻しを行うとお客は、プレミアムの予納額として前日の帳入値段を基準に算出された額（「オプション料概算額」といいます。）を現金で商品取引員に差し入れ、取引が成立した日の翌営業日の正午までの商品取引員が指定する日時までに実際の総取引金額との過不足を清算します。

このプレミアムは、オプションの売方に対して、翌営業日正午までに支払われます。

5 オプション取引の決済

オプション取引の決済には、次の3つの方法があります。

(1) 転売・買戻しによる決済

商品先物取引は、反対売買した時点で買値と売値の差額を受払いして決済をしますが、オプション取引では、売方として受け取るプレミアムと買方として支払うプレミアムの差額が損益となります。

(2) 権利行使

オプション取引の買方は、権利行使期間中に期待どおりに有利な状況になれば、いつでも権利行使をすることができます。

買方により権利行使が行われると、それに対応する売方に抽選で割当が行われ、次のいずれかの方法（商品取引所により異なります。）により処理され、オプションの建玉は消滅します。

①原市場での商品先物取引の新規の売付け若しくは買付け（この場合には、買方も売方もあらかじめ通常の商品先物取引の取引証拠金が必要となります。）、又はすでに商品先物取引の建玉がある場合にはその建玉の転売もしくは買戻し。

②オプション取引の対象となる商品先物取引の平均価格と権利行使価格との差金の支払い（現金決済）。

(3) 権利放棄（権利行使期間の経過による権利の消滅）

買方が、取引最終日までに権利行使も転売もしなかったときは期限切れとなり、オプションの建玉（権利）が消滅します。また、売方が、取引最終日までに権利行使の割当てを受けず、買戻しもしなかったときは期限切れとなり、オプションの建玉（義務）が消滅します。

この場合には、新規の売付け又は買付けに係る委託手数料以外の委託手数料はかかりません。

6 委託手数料

オプション取引の委託手数料の額及び徴収の時期は商品取引員により異なりますので、詳細は商品取引員にお問い合わせください。

損益限定型取引について

商品先物取引はハイリスク・ハイリターンの取引であるため、預け入れた金銭等以上の損失が発生する危険性があることは既に説明しましたが、商品先物取引のこうしたリスクを一定の範囲に限定する取引方法ができるよう、今般法整備がなされました。

具体的には、商品先物取引の委託の段階で、商品取引員との間で特別の契約を締結して、一定の値段に達した段階で決済の指示をすることなく商品取引員が決済する形式が考えられます。

商品取引所法では、委託者の指示を受けずに取引を任せることは一任売買として禁止されていますが、外国の商品取引業者から委託を受けている場合や、日本に住んでいない非居住者から委託を受けている場合などは連絡がとれない場合があり、一定の同意を得た上で一定の事項に限って委託者の指示を受けないで処理できるよう、一任売買の禁止の適用除外行為が商品取引所法施行規則第102条で規定されています。その中に、一定の契約を締結してあらかじめ定めた額の損失又は利益が発生した場合において一定の事項について委託者の指示を受けることなく決済することができる制度が加わり、法律が整備されたのです。

現在、一部の限られた商品取引所の限られた商品市場でしかこの制度が活用されていませんが、損失が限定されていることから、初心者向けに今後広がるものと期待されています。

詳しくは商品取引員にご照会ください。

ここでは、お客様（以下、この章において「委託者」といいます。）からお預りした金銭等がどのように保管されているかについて説明します。

1 取引証拠金の直接預託制度

商品取引所法に定められた証拠金制度は、委託者が商品取引員に取引の担保として差し入れる取引証拠金、又は預託した委託証拠金相当額以上の額を(株)日本商品清算機構（「清算機構」）に預託する仕組みとなっています。実際には委託者が清算機構の清算参加者である商品取引員に差し入れた取引証拠金を、商品取引員が委託者の代理人となって清算機構に“直接”預託します。この直接預託された取引証拠金を「（※直接預託区分の）取引証拠金」といいます。

また、商品取引員が委託者から差換預託の同意を書面で受けた場合には、委託者から預託を受けた証拠金（「委託証拠金」といいます。）以上の額を取引証拠金（「（※差換預託区分の）取引証拠金」といいます。）として清算機構に預託することになります。

※清算機構に預託された取引証拠金は、預託される方法により、直接預託区分・差換預託区分と分けて管理されます。

万が一、商品取引員が破産、あるいは清算機構において支払い不能となったこと等により商品取引所において違約者と認定され建玉が処分された場合、委託者は清算機構に預託されている委託分の取引証拠金に対し、清算機構にその返還を直接請求することができます。その際、委託者が商品取引員に取引証拠金を差し入れている場合（直接預託）には、清算機構に預託された取引証拠金（直接預託区分）の現金及び充用有価証券等の額を限度として、委託者が商品取引員に対して負担する商品先物取引に係る

未履行の債務を控除した額について返還請求権を有することとなります。

また、委託者が商品取引員に委託証拠金を預託している場合（差換預託）には、清算機構に預託された取引証拠金（差換預託区分）の現金及び充用有価証券等の額（有価証券等は時価評価額）に対し、委託証拠金の額（商品先物取引に係る未履行の債務を控除）を限度として清算機構に返還請求権を有することになりますが、この場合の返還は全て金銭（日本円）で行われ、そのための換金費用はその取引証拠金から差し引かれます。

なお、以下の事由等により、清算機構に対して有する返還請求権の額が、委託者が商品取引員に対して有する返還請求権の額（預り証拠金余剰額）に不足するときは、委託者は当該不足額について、法及び保護基金の定めるところにより一定額を限度として保護基金に当該不足額を請求することができません。

清算機構に預託された取引証拠金について委託者が有する返還請求権は、実際に清算機構に預託されている取引証拠金が対象となりますが、委託者が商品取引員に差し入れた取引証拠金（預託した委託証拠金）は、翌営業日に清算機構に取引証拠金として預託されます。したがって、商品取引員に取引証拠金を差し入れた（委託証拠金を預託した）日には、その取引証拠金は清算機構に預託されていないことから、委託者は清算機構に対し返還請求権を有していないということになります。

上記のとおり、違約時において差換預託区分の取引証拠金は全て金銭で返還しますので、取引証拠金（差換預託区分）に預託された充用有価証券等は換価処分しますが、換価時における相場の状況等により換価後の取引証拠金（差換預託区分）の額が違約時における当該取引証拠金の額を下回る可能性があります。

詳細については、商品取引員、清算機構又は保護基金にお問い合わせください。

株式会社 日本商品清算機構

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町 3-8-1 TT-2ビル7階

TEL 03-5847-7521

2 委託者保護業務

委託者から取引証拠金、委託証拠金のいずれを預かる場合であっても、商品取引員は毎日清算機構に預け入れますが、実際には委託者が預けるのと同時に商品取引員が清算機構に預け入れることはできませんので、その間、一時的に商品取引員の手許に委託者の資産が保管されることとなります。その場合、商品取引員は、この間、当該資産に相当するものについて、保全対象財産として委託者資産の保全措置を講じなければなりません。

また、委託者の同意を得られれば、証拠金としてではなく単なる商品取引受託業務に係る預り金（「預り金」）として金銭等を商品取引員に預託することもできますが、この場合も商品取引員は当該資産相当額について保全措置をとる必要があります。

主務大臣の登録を受けた「保護基金」は、全ての商品取引員に加入が義務付けられた「委託者保護業務」を行う会員組織の法人であり、商品取引員の財務、特に委託者資産の保全状況を監視する役割を担う組織として設置され、委託者に返還請求権のある取引証拠金として清算機構に預託されたものを控除した委託者資産に相当する財産（保全対象財産）を保全する制度の核となっています。

この保護基金の委託者保護業務は次のとおりです。

①商品取引員がその一般委託者（委託者のうち機関

投資家等の商品先物取引のプロである者を除く者をいいます。）に対する円滑な弁済が困難と認められたもの（補償対象債権）に対し委託者一人当たり1千万円を限度とする支払業務

- ②一般委託者への円滑な弁済に必要な資金の貸付（返還資金融資）業務
- ③保全対象財産の商品取引員からの預託の受入れ及び管理業務（基金分離預託業務）
- ④迅速な弁済に資する業務（信託管理人業務、銀行等保証委託契約関連業務、基金代位弁済委託契約関連業務等）等
- ⑤委託者保護業務に関する調査研究などの附帯業務

保護基金は、商品取引員が不測の事態（弁済事故）に陥ったときに委託者保護業務を展開し、平常時は商品取引員が不測の事態に陥らないように監視する組織として位置付けることができます。

3 委託者資産の保全とペイオフ

委託者資産の保全措置には次の4つの方法があり、いずれも保護基金が行う委託者保護業務の一環として行われます。

- ①保護基金を受益者代理人の一人とし、委託者を受益者とする信託契約を商品取引員と信託機関が締結することにより、保全対象財産を信託機関に信託して保全する方法（指定信託契約）
- ②保全対象財産を保護基金に預託する契約を商品取引員と保護基金が締結して保全する方法（基金分離預託）
- ③弁済事故が生じた場合に委託者債務の弁済に必要な額を保護基金に金融機関が支払うことを委託する契約を商品取引員と金融機関が締結して保全する方法（銀行等保証委託契約）
- ④弁済事故が生じた場合に商品取引員に代わって弁済することを保護基金に委託する契約を商品取引

員と保護基金が締結して保全する方法（基金代位
弁済委託契約）

これら4つの方法で保全された財産と清算機構に
預託されている取引証拠金額を合算すれば、委託者
資産は全額保全されていることになります。このた
め、保護基金は、この4つの委託者資産の保全措
置を中心に商品取引員の委託者資産の状況を監視し、
その保全を徹底させています。しかし、商品取引員
が弁済事故に陥った場合、これら保全されていた資
金を合算しても委託者に100%弁済できない事態が
絶対起こらないとは言いきれません。そのような場
合には、保護基金は、一般委託者個々に対して、弁
済されなかった分について1千万円を限度として支
払うというペイオフ制度を適用し、対処します。

なお、無断売買、返還遅延など商品取引事故に係
る債務は商品取引員が積み立てた商品取引責任準備
金で対応する制度になっていることから、ここでい
う委託者資産、あるいは委託者債権や債務には、商
品取引事故あるいは損害賠償金は含まれていま
せん。また、委託者から委託者債権の譲渡を受け、又
は何らかの債務の担保として委託者債権を取得した
者は、保護基金に支払いを求めることができません。

詳細については、商品取引員又は保護基金にお問
い合わせください。

委託者保護会員制法人 日本商品委託者保護基金

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町1-12-5

東穀取ビル3階

TEL 03-3668-3451

商品取引所法に基づき主務大臣からの商品取引受託業務の許可を受けた商品取引員は、商品市場と一般の委託者とを結ぶ担い手として、商品市場における取引の公正を確保する責務を負っていることから、その業務には法令や自主規制により多くの規制が設けられています。また、商品市場に委託者として参加するお客様も、そうした法令や自主規制規則などを理解して、商品取引員との無用なトラブルの

発生を未然に防止するとともに、万が一トラブルが生じた際にはその解決のために何をなすべきかを認識しておく必要があります。

1 商品取引所法に規定する禁止行為

取引は委託者であるお客様の意思や判断に基づいて行われるものであり、その取引の結果については

(1) 商品取引所法（第214条）による禁止行為

- ① 顧客に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘すること。
- ② 商品市場における取引等の受託を内容とする契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げること。
- ③ 取引の注文を行う際に顧客が指示しなければならない事項（15ページ参照）について、顧客から指示を受けないで取引の注文を受けること。
- ④ 顧客から受けた取引を商品市場で執行する前に、その取引と同じ内容の自己取引をより有利な価格で行うこと。
- ⑤ 取引の委託をしない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した者に対して勧誘すること。
- ⑥ 顧客に対して、迷惑を覚えさせるような夜間・早朝、勤務時間中の時間帯や顧客の意思に反した長時間に亘る方法等で勧誘すること。
- ⑦ 勧誘に先立って、顧客に対して会社名と商品先物取引の勧誘を行おうとしている旨を告げた上で勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘すること。
- ⑧ 同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有することを顧客に対して勧めること。

自己責任が求められることから、お客様の意思決定や判断を歪めるような行為として、以下に掲げる行為は、商品取引所法で禁止されていますので、お客

様もそれを十分に認識した上で取引を行うようにしてください。

(2) 商品取引所法施行規則（第 103 条）による禁止行為

- ① 証拠金の返還の請求、顧客の指示の遵守など、顧客に対する債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- ② 故意に、顧客の取引と自己の取引を対当させて、顧客の利益を害することとなる取引をすること。（いわゆる「向い玉」）
- ③ 顧客からの指示を受けずに、無断で顧客の取引として取引をすること。（顧客が所定の日時までには証拠金を預託しなかった場合や商品取引所による取引の制限等、「準則」に定める場合を除きます。）
- ④ 売付け又は買付け、転売又は買戻しの区別などの事項を偽って商品取引所に報告すること。
- ⑤ 顧客もしくは顧客が指定した者に対して、特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供すること。（第三者が特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供させることを含みます。）
- ⑥ 顧客に対して、取引の単位（7 ページ参照）を告げずに取引を勧誘すること。
- ⑦ 転売又は買戻しにより取引を決済する意思表示をした顧客に対し、引き続きその取引を行うよう勧めること。（いわゆる「仕切拒否」）
- ⑧ 商品市場における取引の委託について、重要な事項について誤解を生じさせるべき表示をすること。
- ⑨ 同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引、異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有する取引及び異なる限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引を、その取引を理解していない顧客から受託すること。

2 商品取引所法に規定する損失補てん等の禁止

(41 ページ「12 損失補てん等の禁止」参照)

3 自主規制規則による禁止行為

日本商品先物取引協会では、自主規制規則「受託等業務に関する規則」において、以下に掲げる行為を会員の禁止行為として定めています。

- ①知識や経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的などからみて商品先物取引を行うことが適当ではないと判断される者を勧誘し、その者から受託すること。
- ②取引の委託の勧誘に際して、商品先物取引以外の取引であると誤解させるような仕方での勧誘すること。
- ③取引の委託の勧誘に際して、顧客に対して、事実と反する事項を告げて勧誘すること。
- ④取引の委託の勧誘に際して、強圧的な態度をとるなどして、顧客に不安や困惑を生じさせるような方法を交えて勧誘すること。
- ⑤顧客に対して、「商品先物取引の仕組み」、「取引の投機的本質及び預託資金を超える損失が発生する可能性」、「取引のために預託した証拠金額をはるかに超える金額の取引を行っている事実」及び「証拠金制度の概要」などについて、この「委託のガイド」に基づく説明をしないで勧誘し、受託すること。
- ⑥取引の委託の勧誘に際して、顧客に対して、預貯金その他の商品先物取引以外の契約の解約を勧めること。
- ⑦転売又は買戻しにより取引を決済する意思を表示した顧客に対して、引き続きその取引を行うことを勧めること、又は新規に当該取引を勧めること。
- ⑧各商品取引所の準則が定める委託の際の指示の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（準則の規定に基づき、顧客が特に代理人を定めた場合を除く。）から受託すること。
- ⑨自己の使用しない者が行う勧誘により受託すること。（ただし、「受託等業務に関する規則」に掲げる商品取引受託業務の許可を受けている者のうち商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける業務を営む者や外国において商品取引員と同種の許可を受けた外国の者で商品取引所が認めた者を除く。）
- ⑩「受託等業務に関する規則」に掲げた商品取引員との人的、財産的な関係を有する商品投資顧問業者等から、当該投資顧問業者が顧客から一任されて行う取引を受託すること。
- ⑪商品取引員が顧客に対して金銭もしくは有価証券を貸し付けること、又は第三者による金銭もしくは有価証券の貸し付けについての媒介、取次ぎもしくは代理し、又は金銭もしくは有価証券の借受けを勧めること。
- ⑫顧客に対して、金銭などの融資を求め又は融資を受けること。
- ⑬顧客に対して、本人以外の名義を使用させること。
- ⑭外務員として登録を受けていない者に登録外務員の類似行為をさせること。
- ⑮頻繁に担当登録外務員を交代させること。
- ⑯顧客に対して、取引等の損益を共にすることを約束し、又はこれを実行すること。
- ⑰誠実かつ公正の原則（顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行すること）、適合性の原則（顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行わないこと）の趣旨及び委託者保護に反すると認められる行為をなすこと。
- ⑱その他委託者保護に反すると認められる行為をなすこと。

また、会員は、自社の登録外務員に、①～⑭までの行為（⑨及び⑭を除く。）に加えて、以下の行為を行わせてはならないことになっています。

- a. 自社の登録外務員が、自社以外の商品取引員に取引の委託等の引き受けを斡旋すること。
- b. 自社の登録外務員が、委託者から受けた取引の注文を、その指定された条件と異なった条件で自社に通すこと。
- c. 自社の登録外務員が、委託者とみだりに金銭等の貸借関係を結ぶこと。
- d. 自社の登録外務員が、その他登録外務員の職務を怠る等委託者保護に欠ける行為を行うこと。

物取引は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と認識を得ること。

4 日本商品先物取引協会の会員が遵守すべき事項

日本商品先物取引協会では、会員である商品取引員が遵守すべき事項を自主規制規則「受託等業務に関する規則」において、下記のとおり定めています。

- ①商品取引所法やその他の法令諸規則などを遵守するとともに、顧客に対して誠実かつ公正に受託等業務を遂行すること。
- ②顧客の知識や経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的から判断して不相当と認められる受託等業務を行うことのないよう、顧客の属性を調査して厳正に審査することにより、不適合と判断される者の参入を防止すること。また、適合性の審査に係る記録を作成、保存すること。
- ③顧客の知識や経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相応と認められる過度な取引が行われないう、適切な委託者管理を行うこと。また、顧客カードを作成、保存すること。
- ④顧客を勧誘する際には、主務大臣が定める「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」を踏まえ、商品取引所法第 214 条に定める勧誘禁止事項を遵守するとともに、同法第 217 条及び第 218 条に定める説明義務等の履行により、商品先

商品取引市場が公正かつ健全に運営されるためには、多数の市場参加者が必要となります。その市場参加者とは、この商品先物取引がハイリスク・ハイリターン取引であることをきちんと理解し、自己の責任と判断により取引ができる方でなければなりません。

商品取引員はこのような市場参加者を選別する者として重要な役割を担っています。しかし、商品取引員が損失補てん及び利益の追加（以下、「損失補てん等」といいます。）を行うことをお客様（以下、この章において「顧客」といいます。）に約束し、そのような条件で顧客が取引に参加したとすれば、顧客は取引対象としての商品の価格についての分析や将来の価格予想等に関する判断を一切なくなってしまうおそれがあります。つまり、このような顧客は、商品先物市場の公正な価格形成を歪めてしまう危険性があるということになります。

このように、損失補てん等は、商品取引員にとっては顧客の選別者という重要な役割を放棄することになること、また、それを望む顧客が市場参加者となることは、商品先物市場の公正な価格形成を歪め、ひいては商品先物市場の機能を阻害する要因となることから、禁止されています。

1 商品取引員の損失補てん等に関する禁止行為

- (1) 商品市場における取引等について顧客に損失が生じることとなり、又はあらかじめ定めた利益が生じないこととなった場合、商品取引員がその全部もしくは一部を補てんし又は補足するために財産上の利益を提供する旨を、事前に顧客等（顧客が指定した者を含む）に対して申し込み、約束する行為等。
- (2) 商品市場における取引等について顧客に損失が生じた場合又はあらかじめ定めた利益が生じなかった場合、商品取引員がその全部もしくは一部を補てんし又は利益を追加するために財産上の利益を提供する旨を、損失等の発生後に顧客等に対して申し込み、約束する行為等。
- (3) 商品市場における取引等について顧客に生じた損失の全部もしくは一部を補てんし又は利益を追加するために、顧客等に対して財産上の利益を提供する行為等。

商品取引員の損失補てん等に関する禁止行為

- ① 商品取引員が顧客に対し、あらかじめ損失補てん等の申し込みや約束をすること等
- ② 商品取引員が顧客に対し、発生した損失の補てん等の申し込みや約束をすること等
- ③ 商品取引員が顧客に対し、損失の補てん等のために財産上の利益を提供すること等

2 顧客の損失補てん等に関する禁止行為

(1) 商品市場における取引等について自己に損失が生じることとなり、又はあらかじめ定めた利益が生じないこととなった場合、商品取引員がその全部もしくは一部を補てんし又は補てんするために財産上の利益を提供する旨を、事前に商品取引員等との間で約束する行為等。
(顧客が商品取引員に対し、あらかじめ損失補てん等の約束をすること等)

(2) 商品市場における取引等について自己に損失が生じた場合又はあらかじめ定めた利益が生じなかった場合、商品取引員がその全部もしくは一部を補てんし又は利益を追加するために財産上の利益を提供する旨を、損失等の発生後に商品取引員等との間で約束する行為等。
(顧客が商品取引員に対し、発生した損失を補てん等するよう約束すること等)

(3) 商品市場における取引等について自己に生じた

損失の全部もしくは一部を補てんし又は利益を追加するために、商品取引員等から約束に基づく財産上の利益を受ける行為等。

(顧客が商品取引員から約束に基づく損失の補てん等を受けること等)

3 損失補てん等の禁止の例外について

損失補てん等の禁止行為には例外があり、前述の商品取引員及び顧客によるその行為が事故による損失を補てん等するために行う場合であれば損失補てん等には該当しません。

(1) 事故について

事故とは、商品市場における取引等の受託につき、商品取引員の代表者等が、当該商品取引員の業務に関し、次に掲げる一から五の行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものをいいます。

- 一 顧客の注文内容について確認しないで、商品市場における取引等の受託を行うこと。
- 二 取引の条件及び相場の変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。

損失補てん等の禁止の例外について

商品市場における取引等の受託に関して生じた事故による損失の全部又は一部を損失補てんする場合、違反には該当しません。

ただし、補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、商品取引員があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限っています。

- 三 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。
- 四 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。
- 五 その他法令に違反する行為を行うこと。

(2) その他主務省令で定める場合（主務大臣の確認を要しない場合）とは

主務大臣の確認を要しない場合は、次の場合です。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
- 二 裁判上の和解（即決和解を除く）が成立している場合
- 三 民事調停法の調停が成立している場合又は裁判所の決定に異議の申立てがない場合
- 四 商品取引所の仲介、日商協の苦情解決、あっせん及び調停又は主務大臣の指定する団体のあっせんによる和解が成立している場合
- 五 弁護士仲裁センターのあっせんによる和解の成立又は仲裁判断がされている場合
- 六 国民生活センター又は地方公共団体のあっせんによる和解又は合意による解決が成立している場合
- 七 ADR法の認証機関による和解が成立している場合
- 八 和解が成立して次の要件を満たす場合
 - ・ 弁護士又は司法書士が顧客の代理
 - ・ 和解で支払う金額が1000万円（司法書士は140万円）を超えない
 - ・ 損失補てんが事故に基づくものであることを弁護士が調査し、確認したことを証する書面が商品取引員に交付されている
- 九 1日における損失補てんが10万円を超えない場合
- 十 商品取引員の事務過誤により損失を及ぼした場合（記録上明らかに事故である場合に限る）

4 罰則について

これらの規定に違反した場合、以下のように商品取引所法で罰則が定められています。

- (1) 損失補てん等の禁止の規定に違反した商品取引員の代表者、従業員等については、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、商品取引員については3億円以下の罰金
- (2) 損失補てん等の禁止の規定に違反した顧客については、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

日本商品先物取引協会の相談センターに申出のあった紛争を類型化すると、以下に掲げた事例から苦情や紛争に発展するケースが多いので、特にご注意ください。

これらの多くは、第11章で説明したとおり法令や自主規制規則で禁止されている行為であり、それらの行為がなされたことが立証されれば商品取引員や登録外務員が行政や自主規制機関から処分されることになります。これらの事例に該当するようなことがあった場合には、躊躇することなく商品取引員の管理部等の顧客相談窓口又は日本商品先物取引協会の相談センターにお申し出ください。

(1) 取引開始前に注意すべき事項

① 迷惑勧誘について

早朝深夜等の迷惑な時間帯に行われる勧誘、一度勧誘を断ったのに繰り返される勧誘、勧誘を受ける意思を確認せずに行われた勧誘などを行うことは、法令により固く禁止されています。お客様の意思に反してそのような勧誘を受けた場合は、勧誘を止めるようはっきりと断ってください。

② 商品先物取引の受託契約を締結するまで

登録外務員（商品取引員）はお客様に対して、自己の会社名や商品先物取引の勧誘である旨の告知、勧誘を受ける意思の有無の確認、そして勧誘を受ける意思のあるお客様に対して商品先物取引の仕組みやリスク等の説明と理解の確認といった手続きを行う必要があります。登録外務員（商品取引員）がお客様に対して委託のガイド等の交付・説明を行い、商品取引員の管理部門において「あなたが商品先物取引を行うに相応しい顧客であるかどうか」を審査した後に、お客様が登録外務員（商品取引員）に署名・捺印した約諾書を差し入れ、通知書に記載し、証拠金を預託し、具体的な注文をしなければ商品先

物取引は始まりません。このような手続きを行う前に「すでに建玉されていてあなたの取引は始まっています」、「お金を入れなければ止められない」などといった勧誘があっても、実際に取引が始まっていることはありません。仮に何らかの取引が成立していたとしても、その取引は登録外務員（商品取引員）が無断で行っていることに過ぎないので、取引に係る民事上の一切の責めは登録外務員（商品取引員）が負うことになります。

③ 商品先物取引は元金や利益が保証されたものではないこと

登録外務員（商品取引員）が「値上がり（値下がり）が確実です」、「絶対儲かります」、「利益を保証します」などといった断定的判断の提供、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘することは、法令により固く禁止されています。そのように言葉巧みに勧誘されたとしても、それを鵜呑みにして取引を行わないようにしてください。

④ 商品先物取引はハイリスク・ハイリターン取引であること

取引開始に先立って登録外務員（商品取引員）は商品先物取引の仕組みやリスクについて事前に説明するとともにそれらをお客様が理解したことを確認することになっています。したがって、お客様の理解や認識が不十分であるにもかかわらず、「約諾書を差し入れたからといってすぐに取引が始まるわけではないから、とりあえず署名・捺印してください」などと登録外務員（商品取引員）が勧誘することは、法律等で固く禁止されています。取引の仕組みやリスクについて分からない点や疑問がある場合には、安易に契約することのないよう十分に注意してください。

⑤ 取引の資金について

商品先物取引は前述のとおり「ハイリスク・ハイリターンの取引」ですので、取引に投資する資金は、お客様が損失を被っても生活に支障のない範囲内の資金とし、余裕のある取引を心掛けてください。

知人などから借りたお金はもちろんのこと、用途の決まっているお金も取引に適した資金とはいえません。また、一度の取引に全ての資金を投下することは避け、常に自己の資金の状況を把握するようにしてください。

⑥東工取の夜間立会について

東工取では夜の11時まで（ゴム市場は夜の7時まで）夜間立会が行われますので、日中立会で約定したのも夜間立会で連続して価格が変動していきます。このため、東工取で取引するときは日中立会の価格変動だけでなく夜間立会の価格変動にも注意が必要になります。

また、商品取引員によっては夜間立会での注文を受託しない社もありますので、その場合には、夜間立会に注文は出せず、現在行っている取引を決済することも、新たな取引を始めることもできません。ですから、お客様が委託する商品取引員が夜間立会での注文を受託しているのか、そうでないのかをあらかじめ確認しておくことが大切になります。

(2) 取引中に注意すべき事項

①無断売買について

お客様の売買指示によらずに登録外務員（商品取引員）が無断で勝手に売買を行うことは、法令により固く禁止されています。取引によって生じる結果は全てお客様が自ら責任を負うこととなりますので、万が一お客様が売買を指示した覚えのない取引が行われるなど疑問が生じた場合には、直ちに登録外務員（商品取引員）にその旨を申し出てください。

②一任売買について

取引の売買指示については、準則に定められた事項を全てお客様自身で判断し指示するようにしてください。もし、登録外務員（商品取引員）から「うまくやっておきますから任せてください」などと言われても、それによって生じた結果はお客様が自ら責任を負うこととなりますので絶対に応じないようにしてください。

③取引に係る委託手数料について

商品先物取引は商品取引員に取引を委託して参加するため、そのサービスの対価として商品取引員に委託手数料を支払うこととなります。この委託手数料の額及び徴収の時期は、商品取引員がそれぞれ定めているため、お客様はその額をきちんと確認する必要があります。また、お客様が売買を繰り返せば繰り返すほど、商品取引員にとっては手数料分が利益となり、お客様はその分だけ自分の取引の利益が減殺されます（取引がマイナスの場合はさらに損金が増えることとなります）。取引の損益状況を考える上では、委託手数料の額にもご注意ください。

④両建取引について

お客様に対して、同一商品、同一商品取引所、同一限月の売建玉と買建玉を、同一枚数保有することを登録外務員（商品取引員）が勧めることは、法律で固く禁止されています。また、同一商品、同一商品取引所の取引であって、同一限月において売建玉と買建玉を異なる枚数保有すること、又は異限月において売建玉と買建玉を同一枚数保有すること、もしくは異限月において売建玉と買建玉を異なる枚数保有することについて、お客様がその趣旨を理解していないうちに受託することも、法令で固く禁止されています。

このようにそれぞれの両建取引が法令で禁止されている理由は、両建自体は同一商品の売りと買いの

双方の建玉をすることにより価格変動リスクを固定又は限定する売買手法ですが、商品取引員がこの手法を利用していたずらに取引を引き伸ばして、結果的に委託手数料がかさみ、お客様に不利な状況が生み出されるおそれがあるためです。

また、両建取引は新たな資金が必要となり、いつ両建を外すかの判断が難しく、しっかりとした相場観と的確な判断力が必要となりますので、このような建玉を保有することについては、お客様ご自身がその趣旨を十分に理解し、判断しなければなりません。

⑤取引内容の指示等について

実際の売買について、電話などを介して口頭により指示する際には、後になって売買指示の内容と売買結果とが異なりトラブルになることがありますので、売買の内容を正確に指示するとともに担当の登録外務員に指示した内容を復唱させて確認するなど、行き違いが生じないようにご注意ください。また、トラブルが発生した場合には「言った、言わない」の水掛け論にもなり得ますので、できるだけ口頭による指示は避け、又は口頭による指示を行った場合にも、指示内容を録音等の記録に残すなどの対応を心掛けてください。

⑥取引の結果について

お客様の指示した取引が成立しますと、商品取引員から電話などにより売買結果の報告があり、その数日後には売買報告書及び売買計算書が郵送（電磁的方法を含む）されます。また、その月の取引の内容や建玉状況について、毎月定期的に残高照合通知書が郵送（電磁的方法を含む）されます。（残高照合通知書については、お客様からいつでも請求することが可能です。）その報告の内容がお客様が指示したとおりのものであるかを常に確認するとともに、もし指示した内容と異なる結果が報告された場

合や指示した覚えのない取引が報告された場合には、直ちにその旨を商品取引員に申し出るようにしてください。その場合、準則の規定に基づいて、商品取引員は遅滞なく書面にて回答（電磁的方法を含む）することになっています。

(3) 取引終了時に注意すべき事項

①仕切拒否、回避について

お客様がある建玉についてその決済を指示した際に、「いま担当者が不在のため決済できません」、「追加の資金を入金しなければ決済できません」、「損を取り戻すために取引を続けましょう」などと言ってお客様の決済指示を受けようとしなくても、お客様はご自分の意思をはっきりと伝えてください。担当者の不在等を理由として、お客様の指示の履行を拒否したり、不当に遅延させることは、法令で固く禁止されています。

②証拠金等の返還について

取引の決済によって生じた利益金や預託が不要となった預り証拠金余剰額は、準則に基づき、お客様がその返還を請求してから4営業日以内に商品取引員は返還しなければなりません。もし「手続きに時間がかかるのもう少し待ってほしい」などと言われても、お客様には返還を請求する権利があります。預り証拠金余剰額の返還を、たとえ請求額の一部であっても拒否したり、不当に遅延させることは、法令で禁止されています。

(4) その他注意すべき事項

①登録外務員がお客様に具体的な取引を勧めてきた場合であっても、お客様がそれに基づき取引の指示をした結果については、お客様自身が責任を負うこととなりますので、登録外務員の勧誘には絶

対に惑わされることなく、取引の最終的なご判断は必ずご自分でなさるようにしてください。

②取引本証拠金の額は、上場商品ごとに、商品取引所が定める取引本証拠金基準額を下回らない範囲において、商品取引員が受託業務管理規則において具体的に定めています。取引本証拠金の額は商品取引員から書面等により通知されますので、取引を委託する際には必ず確認してください。

上記に掲げるような事例があった場合には、直ちにお客様が取引をしている商品取引員の管理部等の顧客相談窓口又は日本商品先物取引協会の相談センターにお申し出ください。取引の内容に異議があった時点で何の申出もせず後になって異議を申し出ても、その時点に遡って事実関係を確認することは難しくトラブルにもなりかねませんので、異議がある場合は早期に申出をすることが肝要です。

また、日本商品先物取引協会では、その会員である全ての商品取引員の紛争件数に関する照会に応じておりますので是非ご利用ください。

商品先物取引の主体はお客様ご自身ですから、そこで生じた損益はお客様に帰属しますので、取引に関しての疑問な点、納得のいかない点がある場合には、例えば「相場の様子を見てから」といったことではなく、すぐに下記へのお問い合わせ等必要な対処をしてください。

(1) 商品取引員へのお問い合わせ

商品取引員は、営業部門から独立した管理部門を設置し、お客様からの苦情相談を受け付け、その相談に応じています。まず、取引を委託した商品取引員の本店又は支店等の管理部や顧客相談窓口に申し出てください。

(2) 日本商品先物取引協会への苦情の解決、紛争仲介の申出

商品取引所法に基づいて設立された日本商品先物取引協会（以下、略称で「日商協」といいます。）では、苦情処理規則、紛争処理規程を定め、お客様と日商協の会員である商品取引員との間に生じた苦情及び紛争について、その申出を受けて苦情の解決、紛争の仲介（あっせん及び調停）を行っています。

① 苦情処理

日商協に設置された相談センターでは、お客様（申出人）から苦情の解決の申出があったときは、苦情処理規則に基づき、その相談に応じ、お客様（申出人）に必要な助言を行い、その苦情に係る事情を調査するとともに、その会員に対し苦情の内容を通知して迅速な処理を求めます。

② 紛争仲介

苦情処理によっても当事者間で解決に至らなかった場合、あるいは当事者間の主張が著しく対立していて話し合いによる解決が困難である、などといった場合には、日商協に紛争仲介の申出ができます。仲介の申出は書面によることが必要であり、その申出を受けて紛争処理規程に基づき、日商協が委嘱し

た弁護士や大学教授といった法律専門家等があっせんを行います。

もし、このあっせんによっても解決に至らなかった場合には、調停の申立てができます。調停の申立てがあったときは、紛争処理規程に基づき、日商協が委嘱した法律専門家等で組織された調停委員会が調停を行います。

なお、申し出られた紛争が、日商協ですでに解決した苦情又は紛争に係るもの、裁判所において現に訴訟（民事調停を含む）が行われ又は終了した紛争に係るもの等である場合には、仲介を行わないことがありますのでご注意ください。

日商協では、協会が取り扱った商品取引員別の紛争の件数についての照会に応じておりますので、お問い合わせください。

(3) 商品取引所への紛争仲介の申出

商品取引所では、日商協が取り扱う紛争以外の紛争の処理について、紛争処理規程を定めて紛争の仲介を行っています。

【ご注意】

■ 苦情の解決及び紛争の仲介を申し出ることができるのは、その原因たる事由が生じた日から3年以内の取引に限られています。

■ 紛争仲介の場においては、両当事者（お客様と商品取引員）の主張が勘案・検証されますが、その場合決め手となるのはやはり物的証拠になりますので、商品取引員から届いた書類は必ず保管し、指示等のやりとりはできるだけ書面で行い、電話や対面によるやりとりは録音等の記録に残すなどして、あらかじめトラブルの発生に備えるよう心掛けてください。

日本商品先物取引協会 相談センター

◆電話による受付時間

月～金（祝祭日を除く）

9：00～12：00、13：00～17：00

本 部

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4

☎03-3664-6243（日商協ビルディング3階）

中部支部

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内1-16-2

☎052-220-1651（中部大阪商品取引所2階）

（注）中部支部は平成21年9月中に閉鎖されますので、ご注意ください。
なお、その後の対応は本部でお受けします。

関西支部

〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座1-10-14

☎06-6543-8502（関西商取ビル4階）




ひまわり証券

sec.himawari-group.co.jp


代表取締役社長 山地 一郎

〒105-0022 東京都港区海岸 1-11-1
ニューピア竹芝ノースタワー 6F

大代表

 0120-869-686 (8:00 ~ 18:00/ 土日祝日除く)

お客様専用

 ※ Formula 内に記載 (8:00 ~ 23:00/ 土日祝日除く)

【お客様相談窓口】

法務コンプライアンスグループ

 0120-801-786

(8:00~17:00/土日祝日除く)

担当登録外務員名：

連絡先：

●この書面の編集発行者

日本商品先物取引協会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4
(日商協ビルディング) ☎03-3664-6243

日本商品先物取引協会
相談センター(本部)
☎ 03-3664-6243

第16版

2009.5